

県税のしおり

2024



はじめに

佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に掲げ、県政を進めていくことと
しています。この基本理念には、人に寄り添い、人と対話し、これまで受け継がれてきた人の「思い」
を感じ取りながら、次の世代へ繋げていく大切さと、佐賀県の「本物」の地域資源などの“佐賀らし
さ”の価値を私たちが再認識し、世界に自信を持って誇れる佐賀県をつくってきたいという思いを込
めています。

みなさまから納めていただく県税は、県の事業を行うための重要な財源として、みなさまの身近なと
ころで活かされています。

税金は豊かで安全な生活を築くための県民共通の経費であることへのご理解と、今後のご協力をお願
いいたします。

目 次

税の意義と役割	1	申告と納税の時期	42
県の予算		納税の猶予・減免など	43
歳入	2	延滞金・加算金	44
県税の内訳	2	納める場所	45
歳出	3	口座振替	46
県税の種類	4	救済制度	47
県民税		県税事務所管轄図	47
個人県民税		納税証明書	48
(均等割・所得割)	5	県税関係の申請書のダウンロード	
(県民税配当割)	10	サービスについて	49
(県民税株式等譲渡所得割)	11	令和6年度地方税制改正のあらまし	
法人県民税	12	(県税関係)	50
佐賀県森林環境税	13	国税の種類	51
個人県民税の寄附金税額控除	14	国税のお問い合わせ先	52
県民税利子割	15	市町村税の種類	53
事業税		市町村税のお問い合わせ先	53
個人事業税	16		
法人事業税	18		
不動産取得税	20		
地方消費税	23		
自動車税環境性能割	24		
自動車税種別割	29		
自動車税種別割についてのQ&A	32		
自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免について	33		
県たばこ税	35		
ゴルフ場利用税	36		
軽油引取税	37		
産業廃棄物税	39		
鉱区税	40		
核燃料税	40		
固定資産税	41		
狩猟税	41		

税の意義と役割

現代に生きる私たちが1人で生活することは不可能です。そのため、私たちは社会を形成し、お互いに助け合いながら暮らしています。

暮らしの中であたりまえのように利用している道路や上下水道の整備、健康や生活を守るための社会保障、警察や消防、豊かな暮らしのための福祉や教育などの「公的サービス」は、国や地方公共団体（都道府県や市町村）が提供し、私たちはこれらの費用を「税金」という形で負担しています。

税金は、いわば「社会の一員として暮らしていくために支払わなければならない会費」のようなものなのです。



☆税は、皆で広く公平に分かち合うことが必要です。

公共サービスによる受益は、社会の構成員である私たちが広く享受するものですから、その負担もみんなで見分かつ合わなければなりません。

「公平に負担する」ってどういうこと？

友だち3人で食事に行き、みんなで色々な料理を分け合って食べたとき、支払いはどうしますか？

- ①3人で均等に割って支払う。
- ②たくさん食べた人は多く、少ししか食べていない人は少なく支払う。
- ③お金をたくさん持っている人は多く、あまりっていない人は少なく支払う。

どの方法でも『公平』のようですが、1つの方法では完全な『公平』にはならないのです。

税金も1つの方法で課税したのでは、完全な『公平』にはなりません。税負担の『公平』を確保するために、税の性格に応じた適切な課税方法を採用して、所得課税、消費課税、資産課税などをバランスよく組み合わせるといふ工夫が行われています。

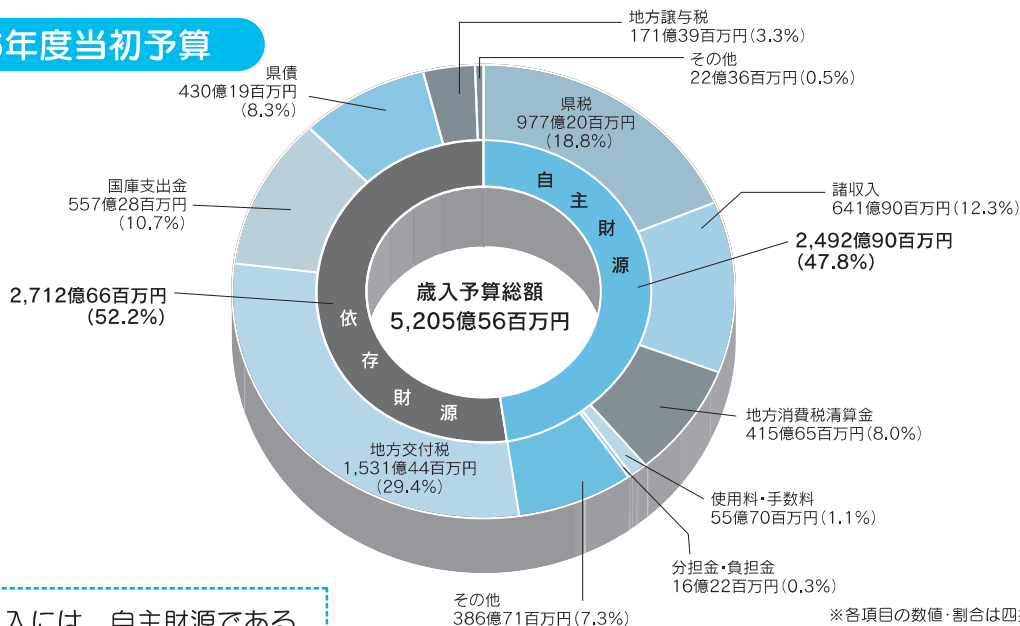
会費も税金も、誰かの負担を軽くすると他の人々への負担が増えてしまうよね



みんなで支えあうことができる社会にしないとね

県の歳入

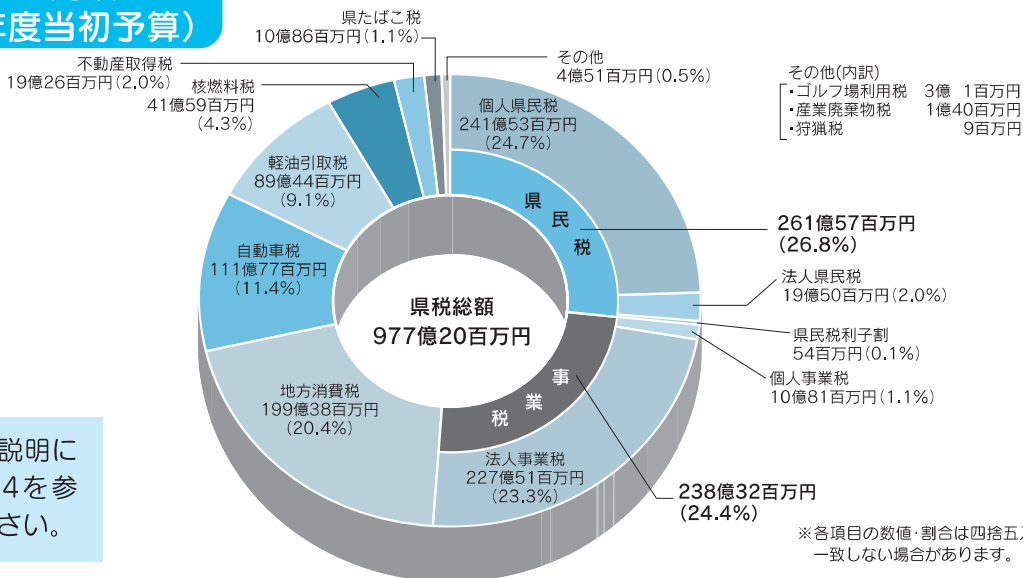
令和6年度当初予算



県の収入には、自主財源である県税のほか、地方交付税などがあり、これらの収入は県が行ういろいろな施策に使われます。

※各項目の数値・割合は四捨五入のため一致しない場合があります。

県税の内訳 (令和6年度当初予算)



税の種類の説明についてはP4を参照してください。

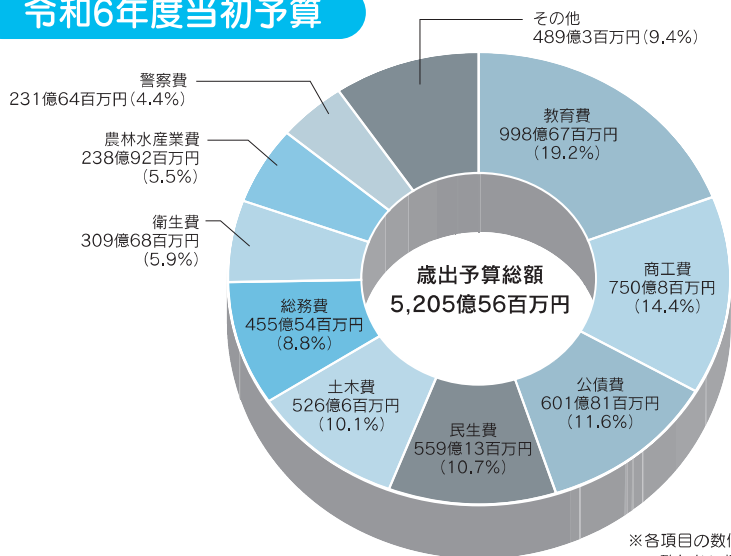
※各項目の数値・割合は四捨五入のため一致しない場合があります。

◆令和6年度当初予算では、県税総額を県民1人当たりの負担額に換算すると約12.4万円になります。(令和6年4月1日現在の人口(789,232人)により算出)

- 県債**：県が災害復旧や学校建設などたくさんのお金が必要な場合に、国や銀行から長期にわたって借り入れたお金のことです。
- 国庫支出金**：県が行う道路や河川の整備、義務教育などにかかる費用の一部を国が負担するものです。
- 地方交付税**：住んでいる地域の格差をなくし、どこに住んでいても国民が公平なサービスを受けられるようにするため国が県などに交付するものです。
- 地方譲与税**：国が徴収した特定の税を一定の基準により地方団体に譲与するものです。

県の歳出

令和6年度当初予算



このグラフは県の歳出の状況を行政目的別の業務の内容によって分類しています。目的別の分類をすることによって、各部局の大まかな経費の割合を知ることができます。

※各項目の数値・割合は四捨五入のため一致しない場合があります。

県の主要事業は佐賀県ホームページでみることができます。

佐賀県

検索

①「県政情報」→②「財政・予算・県庁運営」

→③「財政状況・予算・決算」

<https://www.pref.saga.lg.jp/>

令和6年度当初予算において、

佐賀県の支出額を県民1人当たりになおすと約**66.0万円**になります。

(令和6年4月1日現在の人口(789,232人)により算出)

教育費

教育・文化の向上のために使われます。



1人当たり
約**12.7万円**

商工費

商業や工業を盛んにするために使われます。



1人当たり
約**9.5万円**

公債費

県が借り入れた県債を返すために使われます。



1人当たり
約**7.6万円**

民生費

安定した文化的な社会生活を送るために使われます。



1人当たり
約**7.1万円**

土木費

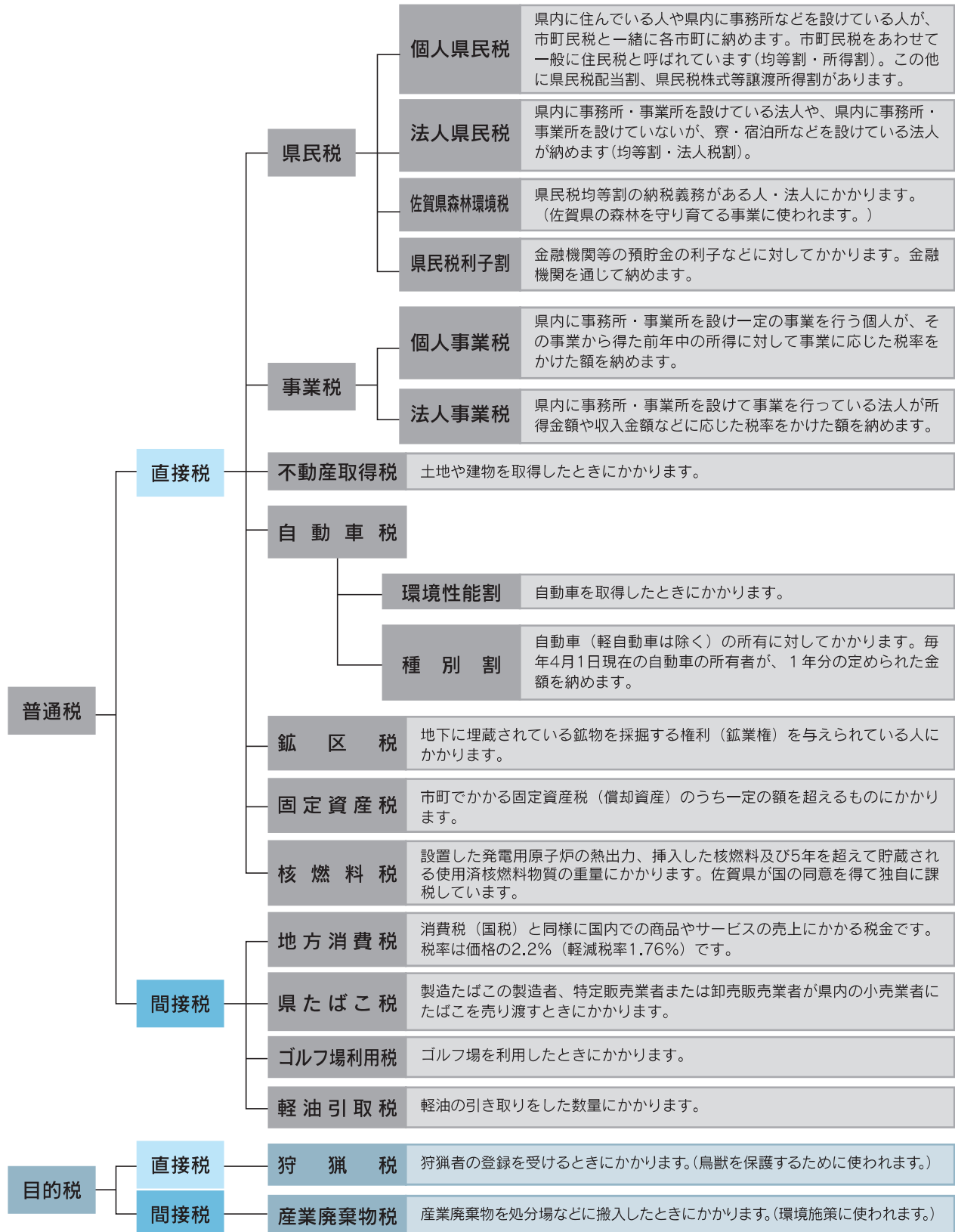
道路・河川・海岸等を守るために使われます。



1人当たり
約**6.7万円**

総務費	約5.8万円
衛生費	約3.9万円
農林水産業費	約3.6万円
警察費	約2.9万円
その他	約6.2万円

県税の種類 (18種類)



- 普通税** 使いみちが特定されていない税金
- 目的税** 使いみちが特定されている税金
- 直接税** 税金を負担する人が、直接納める税金
- 間接税** 税金を負担する人が、直接納めるのではなく、それ以外の人(経営者等)を経て納める税金

個人県民税（均等割・所得割）

個人県民税と個人市町民税をあわせて一般に住民税と呼ばれています。

個人県民税は、定額で課税される「均等割」と、前年の所得に応じて課税される「所得割」があります。そのしくみは個人市町民税と同じであり、課税や納税の手続きも市町が一緒に取り扱っています。

●納める人（その年の1月1日現在で）

- ・ 県内に住所がある人……………均等割と所得割
- ・ 県内に住所がないが、事務所、事業所または家屋敷を持っている人……………均等割のみ

●納める額 ・均等割

年 度	県民税「佐賀県森林環境税を含む」	市町民税
令和6年度	1,500円	3,000円

※上記に加え、令和6年度から森林環境税(国税)が年額1,000円課税されます

・所得割

課税所得金額	県民税	市町民税
一律	4%	6%

○令和6年度分の個人住民税における定額減税について

令和6年度分の個人住民税について、定額減税として納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族1人につき、令和6年度分の個人住民税1万円が減税されます。

令和6年度の個人住民税の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下に相当）の人が対象となります。

なお、減税はすべての控除を行った後の所得割額から行われます。

※均等割のみ課税される納税義務者は定額減税の対象外となります。

○森林環境税(国税)について

森林環境税(国税)は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要なる財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。令和6年度から、国内に住所のある個人に対して、個人住民税と併せて年額1,000円が課税されます。

森林環境税(国税)は、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

●非課税

次のいずれかに該当する場合は、非課税になります（個人県民税がかかりません）。

均等割・所得割ともかからない人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・ 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ・ 前年中の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の人
所得割がかからない人	<p>総所得金額等が{35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の合計数+1)+10万円+32万円}以下の人</p> <p>※32万円の加算は控除対象配偶者または扶養親族がある場合に限る</p>

総所得金額：給与所得、事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得、雑所得、利子所得、譲渡所得の所得金額の合計額です。

(※利子所得のうち、県民税利子割の課税対象となるものは含みません。)

合計所得金額：総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

総所得金額等：合計所得金額から純損失または雑損失等の繰越控除をした後の金額です。純損失、雑損失がない場合は、合計所得金額と同額になります。

●申告と納税

1. 申告

- ①3月15日までに、その年の1月1日現在での住所地の市役所・町役場に市町村民税・道府県民税申告書（以下、「申告書」という。）を提出してください。
- ②所得税の確定申告書を提出した場合には、個人の住民税の申告書を提出する必要はありません。その際は、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄を必ず記載してください。
- ③所得が給与所得・公的年金等のみの人は申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除や医療費控除を受けようとする場合には期限までに申告書を提出してください。

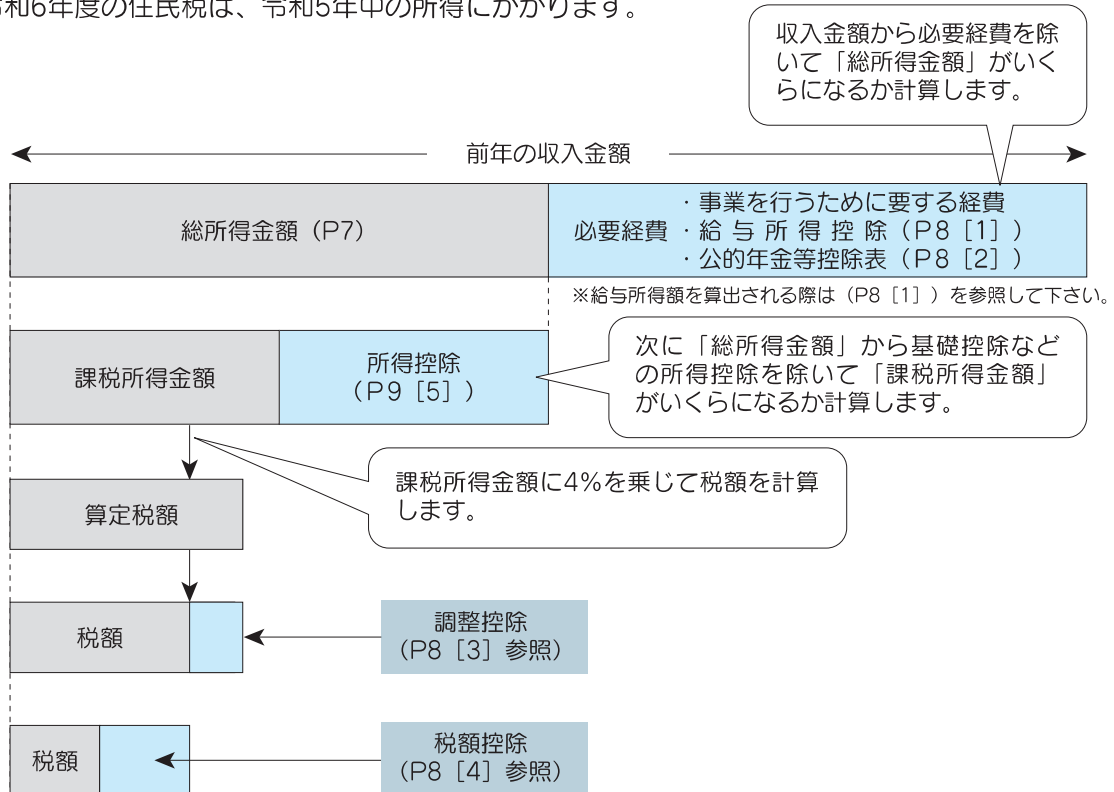
2. 納税

- ①給与所得者（サラリーマンの方など会社から給料を得ている方）
6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれて納めます。（特別徴収）
- ②公的年金受給者（年度の初日（4月1日）に公的年金を受給している65歳以上の方）
公的年金の支給時（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に、年金から差し引かれて納めます。（特別徴収）
- ③給与所得者以外の所得者（個人事業者など）
市町から送付される納税通知書によって、市町民税とあわせて6月、8月、10月、1月の4回に分けて納めます。（市町によって納期が異なる場合があります。）
- ④退職所得者（会社などを退職され、退職手当等をうけた方）
原則として退職手当の支払いの際に、退職手当から差し引かれて納めます。

●所得割の計算方法

所得割は、前年の収入金額をもとに計算します。

令和6年度の住民税は、令和5年中の所得にかかります。



※令和6年度分の個人住民税については、すべての控除を行った後の所得割額から定額減税が行われます。

あなたの住民税はいくら? ~計算してみよう!~

Aさん(会社員、佐賀市在住、45歳) 家族 妻(43歳)、子ども2人(18歳、14歳)…(妻と子には収入なし)

収入 給与収入500万円(令和5年中)

保険料等 社会保険料 45万5千円 生命保険料 10万円(旧契約のみ)

均等割

県民税1,500円 市町民税3,000円

所得割

総所得金額

・ 給与所得金額(P8参照)

$$5,000,000円 \div 4 = 1,250,000円$$

$$1,250,000円 \times 3.2 - 440,000円 = 3,560,000円$$

Aさんには、給与以外の収入がないため、総所得金額 = 3,560,000円 となります。

所得控除

(P9参照)

1,580,000円

〔所得控除の内訳〕

(人的控除の差)

社会保険料控除	455,000円
生命保険料控除	35,000円
配偶者控除	330,000円(50,000円)
扶養控除〔330,000(18歳)〕	330,000円(50,000円)
基礎控除	430,000円(50,000円)
合計	1,580,000円(150,000円)

課税所得金額

$$\begin{array}{r} \text{総所得金額} \\ \text{所得控除額} \end{array} = 3,560,000円 - 1,580,000円 = 1,980,000円$$

	課税所得金額	税率	
県民税	1,980,000円	× 4%	= 79,200円
市町民税	1,980,000円	× 6%	= 118,800円
			合計 198,000円

調整控除

$$\begin{array}{r} \text{所得税との人的控除の差} \\ 150,000円 \times 5\% \text{ (県民税2\%・市町民税3\%)} \end{array} = 150,000円 < \text{課税所得金額 } 1,980,000円 = 7,500円$$

所得割額

$$198,000円 - 7,500円 = 190,500円$$

※令和6年度分の個人住民税については、上記所得割額から定額減税が実施されます。

Aさんの場合 … 190,500円 - (10,000円×4人) = 150,500円

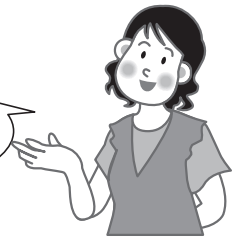
県民税分 60,200円
市町民税分 90,300円

住民税額

県民税 1,500円 + 60,200円 = 61,700円
市町民税 3,000円 + 90,300円 = 93,300円

合計 155,000円

住民税を計算する際、
ご利用ください



【参考資料】

〔1〕 給与所得額の速算表

収入金額 (A)	所得金額	
55万1,000円未満	0円	
55万1,000円以上 ~ 161万9,000円未満	(A) - 55万円	
161万9,000円以上 ~ 162万円未満	106万9,000円	
162万円以上 ~ 162万2,000円未満	107万円	
162万2,000円以上 ~ 162万4,000円未満	107万2,000円	
162万4,000円以上 ~ 162万8,000円未満	107万4,000円	
162万8,000円以上 ~ 180万円未満	(A) ÷ 4 = (B) (千円未満の 端数切捨て)	(B) × 2.4 + 10万円
180万円以上 ~ 360万円未満		(B) × 2.8 - 8万円
360万円以上 ~ 660万円未満		(B) × 3.2 - 44万円
660万円以上 ~ 850万円未満	(A) × 0.9 - 110万円	
850万円以上	(A) - 195万円	

注) 下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます

- 給与等の収入金額が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合。
 - ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - ・特別障害者に該当する
 - ・特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する
 所得金額調整控除額 = (給与収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円を限度) - 850万円) × 10%
- 給与所得額及び公的年金等所得額があり、その合計額が10万円を超える場合
 所得金額調整控除額 = 給与所得額 (10万円を超える場合は10万円を限度) + 公的年金等所得額 (10万円を超える場合は10万円を限度) - 10万円

〔2〕 公的年金等所得額の速算表

受給者の年齢 ※R6.1.1現在	収入金額 (A)	公的年金等収入以外の所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満の方 (S34.1.2以後生)	40万円以下	0円		
	40万円超~ 50万円以下	0円		
	50万円超~ 60万円以下	0円	(A) - 50万円	(A) - 40万円
	60万円超~ 130万円未満	(A) - 60万円	(A) - 50万円	(A) - 40万円
	130万円以上~ 410万円未満	(A) × 75% - 27万5,000円	(A) × 75% - 17万5,000円	(A) × 75% - 7万5,000円
	410万円以上~ 770万円未満	(A) × 85% - 68万5,000円	(A) × 85% - 58万5,000円	(A) × 85% - 48万5,000円
	770万円以上~ 1,000万円未満	(A) × 95% - 145万5,000円	(A) × 95% - 135万5,000円	(A) × 95% - 125万5,000円
	1,000万円以上	(A) - 195万5,000円	(A) - 185万5,000円	(A) - 175万5,000円
65歳以上の方 (S34.1.1以前生)	90万円以下	0円		
	90万円超~ 100万円以下	0円		
	100万円超~ 110万円以下	0円	(A) - 100万円	(A) - 90万円
	110万円超~ 330万円未満	(A) - 110万円	(A) - 100万円	(A) - 90万円
	330万円以上~ 410万円未満	(A) × 75% - 27万5,000円	(A) × 75% - 17万5,000円	(A) × 75% - 7万5,000円
	410万円以上~ 770万円未満	(A) × 85% - 68万5,000円	(A) × 85% - 58万5,000円	(A) × 85% - 48万5,000円
	770万円以上~ 1,000万円未満	(A) × 95% - 145万5,000円	(A) × 95% - 135万5,000円	(A) × 95% - 125万5,000円
	1,000万円以上	(A) - 195万5,000円	(A) - 185万5,000円	(A) - 175万5,000円

注) 公的年金等とは、国民年金、厚生年金、恩給等をいいます。

〔3〕 調整控除

所得税と県・市町民税とでは、人的控除（基礎控除や扶養控除など）の額の差により課税所得金額が異なるため、税源移譲後に負担額が増とならないように、個々の人的控除の適用状況に応じて、所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられています。

課税所得金額が 200万円以下の場合	次の1、2のいずれか少ない額の5%（県2%、市町3%）を控除 1. 人的控除額の差（P9参照）の合計額 2. 課税所得金額
課税所得金額が 200万円超の場合	{人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)} の5%（県2%、市町3%）を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円 （県民税1,000円、市町民税1,500円）を控除

注) 合計所得金額が2,500万円を越える場合は、調整控除は適用されません。

〔4〕 税額控除

配当控除、寄附金税額控除(P14参照)、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除があります。

〔5〕所得控除

項目	控除額									
雑損控除	次のいずれか多い額 ①(損失額－保険等により補てんされた額)－総所得金額等×1/10 ②災害関連支出の金額－5万円									
医療費控除	医療費－〔保険等により補てんされた額〕－〔10万円または総所得金額等の5%のいずれか低い額〕〔限度額 200万円〕 <small>※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） 平成30年度から、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）を購入した場合に、前年中に支払った合計額が12,000円を超える部分の額（上限88,000円）について、医療費控除の適用を受けることができます。（従来の医療費控除と併せて受けることはできません。）</small>									
社会保険料控除	支払った金額									
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額									
生命保険料控除	①H24年1月1日以後加入 支払った生命保険料・ 介護医療保険料・ 個人年金保険料（新契 約）のそれぞれが	<table border="1"> <tr><td>12,000円以下</td><td>全額</td></tr> <tr><td>12,000円超～32,000円以下</td><td>支払保険料×1/2+ 6,000円</td></tr> <tr><td>32,000円超～56,000円以下</td><td>支払保険料×1/4+14,000円</td></tr> <tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr> </table> ※控除の合計限度額は70,000円	12,000円以下	全額	12,000円超～32,000円以下	支払保険料×1/2+ 6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
	12,000円以下	全額								
	12,000円超～32,000円以下	支払保険料×1/2+ 6,000円								
32,000円超～56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円									
56,000円超	28,000円									
②H23年12月31日以前加入 支払った生命保険料・ 個人年金保険料 （旧契約）のそれぞれが	<table border="1"> <tr><td>15,000円以下</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,000円超～40,000円以下</td><td>支払保険料×1/2+ 7,500円</td></tr> <tr><td>40,000円超～70,000円以下</td><td>支払保険料×1/4+17,500円</td></tr> <tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr> </table> ※控除の合計限度額は70,000円	15,000円以下	全額	15,000円超～40,000円以下	支払保険料×1/2+ 7,500円	40,000円超～70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円	
15,000円以下	全額									
15,000円超～40,000円以下	支払保険料×1/2+ 7,500円									
40,000円超～70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円									
70,000円超	35,000円									
①と②とを支払った場合、①+②（上限28,000円）と②のいずれか大きい額をそれぞれ①と②により計算した金額の合計額		〔限度額 70,000円〕								
地震保険料控除	①地震保険料のみの場合 支払った保険料が	<table border="1"> <tr><td>50,000円以下</td><td>支払った金額の1/2</td></tr> <tr><td>50,000円超</td><td>25,000円</td></tr> </table>	50,000円以下	支払った金額の1/2	50,000円超	25,000円				
	50,000円以下	支払った金額の1/2								
	50,000円超	25,000円								
②旧長期損害保険料（平成18年末までに締結したものの）のみの場合 支払った保険料が	<table border="1"> <tr><td>5,000円以下</td><td>支払った金額</td></tr> <tr><td>5,000円超～15,000円以下</td><td>支払った金額×1/2+2,500円</td></tr> <tr><td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr> </table>	5,000円以下	支払った金額	5,000円超～15,000円以下	支払った金額×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円			
5,000円以下	支払った金額									
5,000円超～15,000円以下	支払った金額×1/2+2,500円									
15,000円超	10,000円									
①と②とを支払った場合 それぞれ①と②より計算した金額の合計額		〔限度額 25,000円〕								
障害者控除	障害者 26万円（1万円） 特別障害者 30万円（10万円） 同居特別障害者 53万円（22万円）									
寡婦控除(注1)	前年の合計所得金額500万以下・・・26万円<1万円>									
ひとり親控除(注1)	前年の合計所得金額500万以下・・・30万円<父：1万円、母：5万円>									
勤労学生控除	26万円<1万円>									
配偶者控除(注2)	控除対象配偶者……………33万円<5万円> 70歳以上の控除対象配偶者……………38万円<10万円>									
配偶者特別控除(注2)	最高33万円<最高5万円>									
扶養控除	一般の扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）……………33万円<5万円> 19歳以上23歳未満の扶養親族……………45万円<18万円> 70歳以上の扶養親族……………38万円<10万円> 70歳以上の同居老親等……………45万円<13万円>									
基礎控除	合計所得金額が 2,400万円以下……………43万円<5万円> 2,400万円超2,450万円以下……………29万円<3万円> 2,450万円超2,500万円以下……………15万円<1万円> 2,500万円超……………適用なし									

※<>の金額は所得税との人的控除額の差額です。

(注1) 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外となります。

(注2) 配偶者控除額及び配偶者特別控除額一覧表

配偶者及び納税者本人の所得に応じて、控除額が逡減・消失する仕組みが設けられています。

(単位：万円)

納税者本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額												
	配偶者控除		配偶者特別控除										
	48以下	70歳未満	70歳以上	～95以下	～100以下	～105以下	～110以下	～115以下	～120以下	～125以下	～130以下	～133以下	133超
900以下	33	38		33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
～950以下	22	26		22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,000以下	11	13		11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,000超	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

個人県民税（県民税配当割）

上場株式等の配当等について課税されます。

●納める人

県内に住所があり、株式会社等から上場株式等の配当等の支払いを受ける個人

●納める額

上場株式等の配当等の額×5%

〔この他に所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率でかかります。〕

～配当等とは～

一定の上場株式等の配当等のほかに、公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当、国外公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等、特定投資法人の投資口の配当等があります。（平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は、配当割の課税対象となりました。特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債等です。また、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定口座外の割引債の償還差益が、配当割の課税対象に加わりました。）

●申告と納税

株式会社等が配当等の支払いをする際に徴収し、毎月分をまとめて、翌月10日までに県に申告して納めます。

ただし、平成22年1月1日以降に源泉徴収選択口座内で受け入れる上場株式の配当などについては、当該口座内の上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算が可能となるため、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入することとなります。（この場合の特別徴収義務者は当該口座が開設された証券会社等となります。）

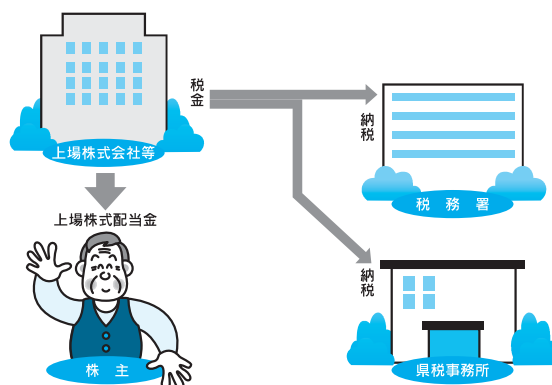
●市町への交付

県に納入された配当割額のうち、59.4%は県内の市町に対し交付されます。

※上記により県民税及び所得税が徴収された場合には、住民税の申告書及び所得税の確定申告書の提出は要しません。

〔申告を行えば、総合課税（配当控除の適用あり）の選択もできます。〕

なお、上記以外の配当については、申告書の提出が必要です。



個人県民税（県民税株式等譲渡所得割）

特定口座（源泉徴収ありを選択したものに限り）内の上場株式等の譲渡益について課税されます。

●納める人

県内に住所があり、証券会社等に特定口座（源泉徴収ありを選択したものに限り）を開設し、上場株式等の譲渡益の支払いを受ける個人

●納める額

特定口座（源泉徴収ありを選択したもの）における上場株式等の譲渡益の額×5%

〔この他に所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率でかかります。〕

※平成28年1月1日以後の源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等と割引債の償還差益が、株式等譲渡所得割の課税対象に加わります。特定公社債等とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債等です。

●申告と納税

証券会社等が上場株式等の譲渡益の支払いをする際に徴収し、年間分を一括して翌年1月10日までに県に申告して納めます。

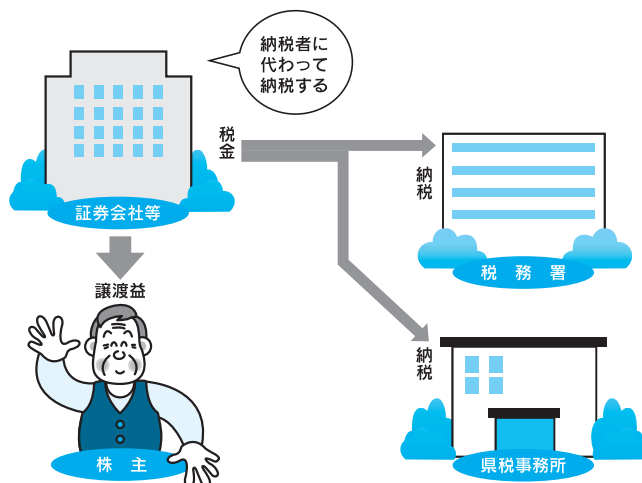
●市町への交付

県に納入された株式等譲渡所得割額のうち59.4%は県内の市町に対し交付されます。

※上記により県民税及び所得税が徴収された場合には、住民税の申告書及び所得税の確定申告書の提出は要しません。

（他の特定口座や一般保護預り口座との損益通算、損失の繰越をする場合には、確定申告が必要です。）

なお、上記以外の株式等譲渡益については、申告書の提出が必要です。



法人県民税

佐賀県内に事務所や事業所などがある法人に対して課される税金です。法人県民税には、資本金等の額に応じて課される「均等割」と法人税額に応じて課される「法人税割」とがあります。

●納める人

区 分		均等割	法人税割
県内に事務所などがある法人		○	○
県内に事務所などはないが、寮・宿泊所・クラブなどをもっている法人		○	—
県内に事務所か寮などをもっている人格のない社団または財団で、代表者もしくは管理人の定めがあるもの		—	—
公益社団法人、 公益財団法人	収益事業を行う場合	○	○
	上記以外	○ ※	—
一般社団法人、 一般財団法人	非営利性が徹底された法人	○ ※	—
	収益事業を行わない場合		
	共益的活動を目的とする法人	○	○
上記以外		○	○

※一部社団・財団については減免あり

●納める額

	区 分	事業年度の開始時期	
		令和元年10月1日以後	
均等割	資本金等の額が50億円を超える法人	年額840,000円	
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額567,000円	
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額136,500円	
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 52,500円	
	上記以外の法人等 (均等割を課することができない公共、公益法人を除く)	年額 21,000円	
法人税割	資本金額や出資金額が1億円を超える法人と 保険業法に規定する相互会社	法人税額×1.8%	
	資本金額や出資金額が	法人税額が年1,000万円を超える法人	法人税額×1.8%
	1億円以下の法人など	法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額×1.0%

※均等割に係る資本金等の額については、『資本金等の額（無償増減資等を加減算した額）』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれか多い額を資本金等の額とします。

※上記に記載されている均等割税額については、森林環境税分を含んだ税額です。

詳しくは森林環境税のページをご覧ください。

●申告と納税

事業年度終了の日（決算の日）の翌日から2ヶ月以内に県に申告して納めます。

ただし、法人税の申告期限の延長承認を受けていることを県に届け出ている場合は、申告期限が延長されます。

佐賀県森林環境税

森林は水資源を育むだけでなく、土砂崩れを防ぎ、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、大切な役割を果たしています。

大切な森林を守り育てていく財源として、平成20年4月1日から、県民のみなさまに広く等しくご負担していただく「佐賀県森林環境税」を導入しました。森林環境税を活用した取り組みについては佐賀県HPでご紹介しています。

佐賀県森林環境税 **検索**

●納める人（県民税均等割の納税義務者（P7参照）と同じです。）

○個人（その年の1月1日現在で）

- ・県内に住所がある人
- ・県内に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷を持っている人
 - *非課税となる人
 - ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で所得が135万円以下の人
 - ③前年の所得金額が市町の条例で定める金額以下の人

○法人

- ・県内に事務所または事業所がある法人
- ・県内に事務所などはないが、寮・宿泊所・クラブなどの施設をもっている法人
- ・県内に事務所か寮などをもっている人格のない社団または財団で、代表者もしくは管理人の定めがあるもの（収益事業を行う（廃止したものを含む）もの）

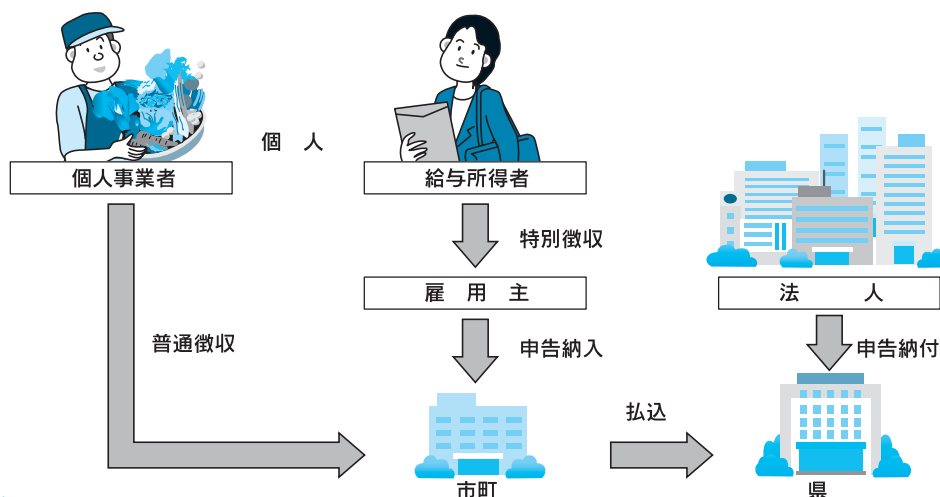
●納める額

○個人 年額500円（個人県民税均等割額1,000円に加算、合計額1,500円）

○法人 資本金等の額の区分により加算されます。

資本金等の額	均等割額	森林環境税額	合計額
50億円を超える法人	800,000円	40,000円	840,000円
10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	27,000円	567,000円
1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	6,500円	136,500円
1千万円を超え1億円以下の法人	50,000円	2,500円	52,500円
上記以外の法人	20,000円	1,000円	21,000円

●申告と納税



●課税期間

5年間（5年後に効果などを検証し、必要に応じて制度を見直します。）

○個人 令和5年度～令和9年度

○法人 令和5年4月1日～令和9年3月31日の間に開始する各事業年度分

個人県民税の寄附金税額控除

寄附をされた方は、寄附をした翌年の個人県民税の寄附金税額控除を受けることができます。

●税額控除の対象となるのは…

- ・次に掲げる寄附金を支出した場合
 - ①都道府県または市区町村に対する寄附金（下記「特例控除」）
 - ②佐賀県共同募金会または日本赤十字社佐賀県支部に対する寄附金
 - ③所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、次に掲げる寄附金または金銭
 - イ 県内に事業所を有する法人または団体に対する寄附金（県内事業所で収納されたもの）
 - ロ 知事または教育委員会所管の公益信託に対して支出した金銭
 - ハ イ及びロのほか、特に県民の福祉の増進に寄与するものとして知事が指定した寄附金または金銭
- ・寄附をされた年の翌年1月1日に佐賀県に住所を有する方

●基本控除

次の式で算出される額が個人県民税の税額控除（基本控除）となります。

$$\{ (\text{支払った寄付の額}) \text{ または } (\text{総所得金額} \times 30\%) \text{ のいずれか低い額} - 2,000\text{円} \} \times 4\%$$

●特例控除（※1）

都道府県または市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）

都道府県または市区町村に対する寄附金については、上記の税額控除に加えて次の金額が税額控除されます。なお、東日本大震災に係る義援金については、被害を受けた県や市町村に対して寄付した場合に加え、募金団体（日本赤十字社等）を経由して県や市町村に寄付した場合も、特例控除が適用されます。

〈計算方法〉

$$\begin{aligned} & \text{〔寄附金} - 2\text{千円〕} \times \text{〔} 90\% - \text{（} 0 \sim 45\% \text{）} \times 1.021 \text{〕} \\ & \text{（} \ast 2 \text{）} \qquad \qquad \left[\begin{array}{l} \text{寄附者に適用される} \\ \text{所得税の限界税率} \end{array} \right] \text{（} \ast 3 \text{）} \end{aligned}$$

※1：特例控除の額は個人住民税所得割の2割を限度

※2：複数の地方公共団体に寄附した場合、その合計額

※3：平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

●寄附金税額控除の申告

寄附金税額控除の適用を受けるためには、お住まいの市町、税務署への申告が必要です。

《確定申告をされる方》

確定申告をされる際に『寄附金受領証明書』を確定申告書に添付します。

《市町へ簡易な申告をされる方》

『寄附金受領証明書』（もしくは法人指定の領収書）と『寄附金税額控除申告書』をお住まいの市町の窓口へ提出します。

※確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により確定申告を行わずに控除を受けることができます。

県民税利子割

県民税利子割は、預貯金の利子等について課税されます。

●納める人

県内に所在する銀行や郵便局などから利子等の支払いを受ける個人

●納める額

支払われた利子等の5%（この他に所得税及び復興特別所得税（国税）が15.315%の税率でかかります。）

～利子等とは～

公社債及び預貯金の利子のほかに懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。（平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等は利子割の課税対象から除外され配当割の課税対象となります。特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債等です。）

●非課税

次のような非課税制度があります。

（非課税制度を利用する際には、金融機関等で手続きをとってください。）

区 分	種 類	限度額
母子家庭や身体障害者などにかかる利子等	少額預金非課税制度（マル優）	350万円
	少額公債非課税制度（特別マル優）	350万円
	郵便貯金非課税制度 （平成19年9月30日以前の受入れ）	350万円
勤労者が行う財産形成貯蓄の利子等	財産形成住宅貯蓄 財産形成年金貯蓄	あわせて550万円
非居住者が支払を受ける利子等		
所得税において非課税とされる利子等		

●申告と納税

金融機関等が毎月分をまとめて、翌月10日までに県に申告して納めます。

●市町への交付

県に納入された県民税利子割のうち、個人で納められた分の59.4%は、県内の市町に対し交付されます。



利子が発生すると…

利子

$$- \left(\begin{array}{l} \text{『5%』の県税+} \\ \text{『15.315%』の国税} \end{array} \right) =$$



税金を引いた分が
預金者へ

個人事業税

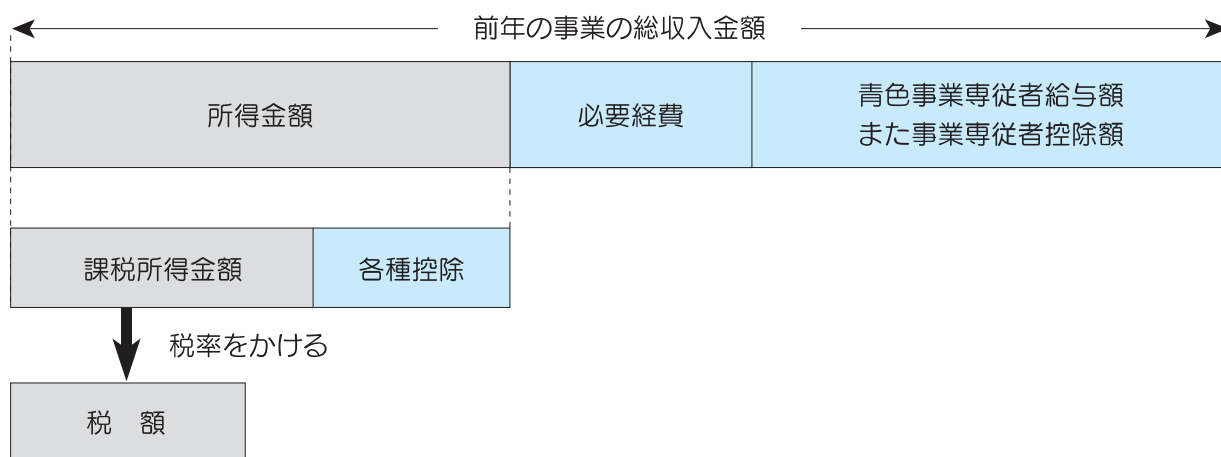
個人の方が営む事業のうち、特に法律で定められた事業（法定業種）に対してかかる税金です。現在、法定業種は70業種あります。

●納める人

県内に事務所・事業所を設けて、次の事業を行っている人

区分	税率	業 種			
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業
		不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業
		電気通信事業	運送業	運送取扱業	船舶ていけい場業
		倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業
		出版業	写真業	席貸業	旅館業
		料理店業	飲食店業	周旋業	代理業
		仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業
		演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	(第3種事業以外のもの)
		商品取引業	不動産売買業	広告業	—
		興信所業	案内業	冠婚葬祭業	—
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業	新炭製造業	
		(本人や同居の親族の年間労働日数が全体の2分の1を超える場合はかかりません)			
第3種事業 (30業種)	3%	あん摩・はり・きゅう等の医業に類する事業			装蹄師業
	5%	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業
		弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業
		弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業
		社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業
		デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
		クリーニング業	公衆浴場業(銭湯)	歯科衛生士業	歯科技工士業
測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業		

●税額の計算方法



●各種の控除

1. 事業主控除 年290万円
2. 損失の繰越控除（青色申告者に限ります。）
事業の損失は、その生じた翌年から3年間にわたって控除できます。
3. 被災事業用資産の損失の繰越控除
2に該当しない人（白色申告者）でも、事業所得の損失のうち震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた部分については、損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。
4. 事業用資産の譲渡損失控除と譲渡損失の繰越控除
事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても、事業による所得の計算上控除することができます。
なお、青色申告者については、控除しきれなかった場合には、翌年から3年間にわたって控除できます。
※青色申告者：不動産・事業・山林所得のある者で税務官署の承認を受けた者

●申告と納税

1. 申告
 - ①毎年3月15日までに前年の所得を県税事務所に申告してください。
 - ②年の中途に事業をやめた人は、やめた日から1ヶ月以内（死亡により事業をやめたときは4ヶ月以内）に申告してください。
 - ③所得税の確定申告書や、県民税・市町民税の申告書を提出された場合には、個人事業税の申告書を提出する必要はありません。
この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄や、県・市町民税の申告書の欄の該当事項を必ず記入してください。
2. 納税
県税事務所から送付される納税通知書によって8月、11月の2回に分けて県に納めます。ただし、税額が1万円以下の人は8月に全額納めます。

法人事業税

●納める人

- ・ 県内に事業所などを設けて事業を行っている法人
- ・ 法人でない社団か財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの

●納める額

法人の種類	所得等の区分	事業年度の開始時期					
		平成27年4月1日 平成28年3月31日	平成28年4月1日 令和元年9月30日	令和元年10月1日 令和2年3月31日	令和2年4月1日 令和4年3月31日	令和4年4月1日 以後	
所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人 (普通法人のうち資本金の額または出資金の額1億円を超える法人)	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
		所得割	年400万円を超え800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%	
		所得割	年800万円を超える所得または軽減税率不適用法人または清算所得	3.1%	0.7%	1.0%	
	付加価値割		0.72%		1.2%		
	資本割		0.3%		0.5%		
普通法人 (上記以外)	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%		
		年400万円を超え800万円以下の所得	5.1%		5.3%		
		年800万円を超える所得または軽減税率不適用法人または清算所得	6.7%		7.0%		
特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%		
		年400万円を超える所得または軽減税率不適用法人または清算所得	4.6%		4.9%		
収入を課税の基礎とするもの	電気供給業 (発電・小売事業に係るもの)のうち資本金の額または出資金の額1億円を超える法人	収入割		0.9%	1.0%	0.75%	
		付加価値割				0.37%	
		資本割				0.15%	
	電気供給業 (発電・小売事業に係るもの)のうち資本金の額または出資金の額1億円以下の法人	収入割		0.9%	1.0%	0.75%	
		所得割				1.85%	
	ガス製造業者が行う特定ガス供給業	収入割				0.48%	
		付加価値割				0.77%	
		資本割				0.32%	
	上記以外の電気供給業、導管ガス供給業、貿易保険業を行う法人	収入割		0.9%		1.0%	

- (注1) 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行っている法人で、資本金の額や出資金の額が1,000万円以上の法人です。
- (注2) 貿易保険業を行う法人の収入金額に対する課税は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
- (注3) ガス供給業のうち特定ガス供給業及び導管ガス供給業以外のものについては、他の一般の事業と同様の税率が適用されます。

●申告と納税

事業年度終了の日（決算の日）の翌日から2ヶ月以内に県に申告して納めます。

ただし、事業税などの申告期限の延長承認を受けている場合は、申告期限が延長されます。

特別法人事業税及び地方法人特別税

特別法人事業税（国税）は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

地方法人特別税（国税）は、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用されます。

●納める人

法人事業税（所得割又は収入割）を納める人

●納める額

法人の種類	課税標準	事業年度の開始時期					
		特別法人事業税			地方法人特別税		
		令和元年10月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日 以後	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 令和元年9月30日	
所得課税	外形標準課税対象法人	所得割額			260%	93.5%	414.2%
	普通法人（外形標準課税対象法人以外）	所得割額			37%	43.2%	
	特別法人	所得割額			34.5%	43.2%	
収入課税	電気供給業（発電・小売事業に係るもの）	収入割額	30%	40%	43.2%		
	特定ガス供給業	収入割額			62.5%		
	上記以外の電気供給業、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割額	30%			43.2%	

●申告と納税

特別法人事業税及び地方法人特別税は、法人事業税と併せて県に申告して納めます。

不動産取得税

土地や家屋を購入したり、家屋を新築したりして不動産を取得した場合に、この不動産の取得に対して課される税金です。

●納める人

土地や家屋を売買・交換・建築（新築・増築・改築）などにより取得した人

●納める額

取得不動産 取得時期	土 地	住 宅	住宅以外の家屋
平成18年4月1日 から令和9年3月 31日までの取得	価格の3%		価格の4%

(注) 宅地、宅地比準土地を平成18年1月1日から令和9年3月31日までに取得した場合は、価格の1/2に税率を乗じることとなります。

～不動産の価格～

購入価格や請負価格ではなく、原則として市町の固定資産課税台帳（固定資産税の課税の基礎となる価格を記載した台帳）に登録されている価格をいいます。

家屋の新築、増改築のときのように固定資産課税台帳に価格が登録されていない場合や、特別の事情がある場合において、登録された価格により難しい場合には、県が調査して価格を決定します。

～不動産の取得日～

契約内容その他から総合的に判断して、現実に所有権を取得したと認められる日が取得日となり、所有権の取得に関する登記の有無は問いません。

●申告と納税

1. 申 告

不動産を取得した人は、取得の日から60日以内に、市町を経由して県税事務所へ申告書を提出しなければなりません。

ただし、不動産登記法第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合は申告不要です。

2. 納 税

県税事務所から送付される納税通知書によって県に納めます。

●納税の猶予

次のような場合には、申告により納税が猶予されます。手続きについては最寄りの県税事務所へお尋ねください。

区 分	猶予期間
土地を取得した人が取得した日から2年以内(平成16年4月1日～令和8年3月31日は3年以内)に、その土地の上に住宅を新築する計画がある場合(下記「1. 住宅に関する軽減」を満たす新築住宅に限る。)	2年以内 (平成16年4月1日～ 令和8年3月31日は3年以内)
土地を取得した人が取得した日から1年以内に、その土地の上に中古住宅を取得する計画がある場合(下記「1. 住宅に関する軽減」を満たす中古住宅に限る。)	1年以内
公共事業のため不動産を収用され、譲渡し、または移転補償金を受ける不動産に代わる不動産を収用などの日以前1年以内に取得する場合	

●免税点・非課税（税金がかからない不動産の取得）

1. 免税点…取得した不動産の価格が次の金額に満たない場合には、税金がかかりません。
 - ・土地 ……………10万円
 - ・家屋 新築・増築・改築…………23万円
 - 売買・交換・贈与など…12万円
2. 非課税…次のような取得については、税金はかかりません。
 - ・相続による不動産の取得、法人の合併や一定の要件を満たす分割による不動産の取得
 - ・土地改良事業、土地区画整理事業の施行に伴う換地の取得

不動産取得税が軽減されます

住宅の取得などに対する不動産取得税については、申請によって税が軽減されます。

1. 住宅に関する軽減（不動産の価格からの控除）

区 分	要 件	控除額																
住宅の建築 (新築・増築・改築) や建売住宅 の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">延床面積下限</th> <th rowspan="2">延床面積 上 限</th> </tr> <tr> <th>戸建住宅</th> <th>戸建以外の住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸家以外</td> <td rowspan="2">50㎡以上</td> <td>50㎡以上</td> <td rowspan="2">240㎡以下</td> </tr> <tr> <td>貸家</td> <td>40㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>・面積要件については増改築の場合は既存部分を含めて判定されます。 ・附属家がある場合は、母屋と合算して判定されます。</p>		延床面積下限		延床面積 上 限	戸建住宅	戸建以外の住宅	貸家以外	50㎡以上	50㎡以上	240㎡以下	貸家	40㎡以上	1戸につき 1,200万円 (長期優良住宅については、 1,300万円)				
	延床面積下限		延床面積 上 限															
	戸建住宅	戸建以外の住宅																
貸家以外	50㎡以上	50㎡以上	240㎡以下															
貸家		40㎡以上																
中古住宅の 取 得	<p>次のすべてに当てはまるものをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取得した人自らが居住すること。 2 延床面積が50㎡以上240㎡以下 3 次のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 昭和57年1月1日以後に新築された住宅 (2) 昭和29年7月1日以降から昭和56年12月31日以前に新築された住宅で新耐震基準に適合しているもの。 〔取得の前2年以内に耐震診断を受けて証明されたものに限る。〕 <p>※新耐震基準に適合していない住宅についても、不動産取得税が軽減される場合があります。 〔取得の日から6ヶ月以内に、耐震改修を行い、新耐震基準の適合について証明を受けたものに限る。〕</p>	<p>新築年月日</p> <table> <tr><td>S29.7.1～S38.12.31</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>S39.1.1～S47.12.31</td><td>150万円</td></tr> <tr><td>S48.1.1～S50.12.31</td><td>230万円</td></tr> <tr><td>S51.1.1～S56.6.30</td><td>350万円</td></tr> <tr><td>S56.7.1～S60.6.30</td><td>420万円</td></tr> <tr><td>S60.7.1～H1.3.31</td><td>450万円</td></tr> <tr><td>H1.4.1～H9.3.31</td><td>1,000万円</td></tr> <tr><td>H9.4.1～</td><td>1,200万円</td></tr> </table>	S29.7.1～S38.12.31	100万円	S39.1.1～S47.12.31	150万円	S48.1.1～S50.12.31	230万円	S51.1.1～S56.6.30	350万円	S56.7.1～S60.6.30	420万円	S60.7.1～H1.3.31	450万円	H1.4.1～H9.3.31	1,000万円	H9.4.1～	1,200万円
S29.7.1～S38.12.31	100万円																	
S39.1.1～S47.12.31	150万円																	
S48.1.1～S50.12.31	230万円																	
S51.1.1～S56.6.30	350万円																	
S56.7.1～S60.6.30	420万円																	
S60.7.1～H1.3.31	450万円																	
H1.4.1～H9.3.31	1,000万円																	
H9.4.1～	1,200万円																	

2. 住宅用土地に関する軽減

区 分		要 件	軽減される税額	
新築住宅に係る分	土地を住宅よりも先または後に取得した場合	当該土地取得の前1年以内か後2年 (平成16年4月1日～令和8年3月31日の期間は3年) 以内の新築であること。 ※土地取得前1年以内の新築については、土地と建物の取得者が同一であること。	次のいずれか多い額 ①45,000円 ②土地の1㎡当たりの固定資産評価額 (注) × 住宅の延床面積の2倍 (200㎡が限度) × 3%	
	土地と住宅を同時に取得した場合	1. 自己居住の場合		建物が未使用であること。
		2. 自己居住以外の場合		建物が新築後1年以内の未使用住宅であること。 ※土地と建物の取得者が同一であること。 (1、2共通)
住宅用土地を供給目的で取得した場合(業者の宅地分譲目的等)		当該土地取得後2年(平成16年4月1日～令和8年3月31日の期間は3年)以内に土地の供給を受けた者が新築すること。	(注) 平成18年1月1日～令和9年3月31日までに取得した場合は、固定資産評価額の1/2の額	
中古住宅に係る分		当該土地取得の前1年以内か後1年以内(同時取得も含む。)の取得であること。 土地の取得者と建物の取得者が同一であること。		

(注) 上表中の「新築住宅」及び「中古住宅」は、「1. 住宅に関する軽減」の要件を満たしている住宅をいいます。

3. 公共事業のため不動産を国または地方公共団体などに譲渡し、その代替不動産を取得した場合についても、課税の特例があります。

地方消費税

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実などのために地方財源の充実を図る必要から県税として創設されたもので、平成9年4月1日から実施されています。

●納める人

- ・ 消費税の課税対象となる国内取引を行う個人や法人の事業者（譲渡割）
- ・ 消費税の課税対象となる外国貨物を保税地域から引き取る者（貨物割）

※保税地域とは、関税法により財務大臣が指定し、または税関長が許可した場所で、空港・港などで外国貨物の積卸し、運搬または一時保管ができる場所のことをいいます。

●納める額

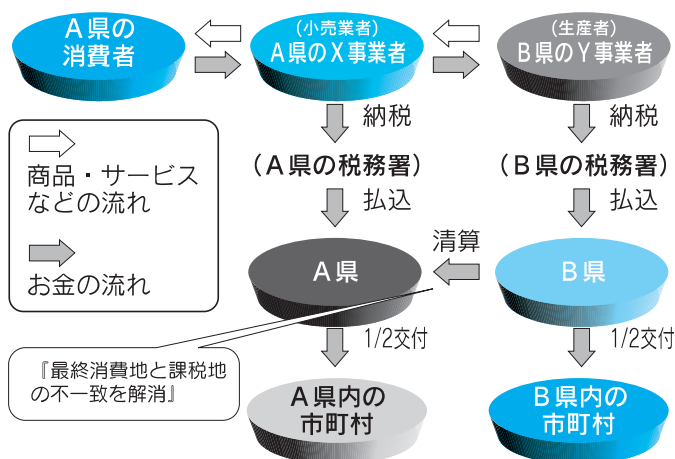
区分	軽減税率	標準税率
消費税率	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	10.0%

「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、軽減税率制度を実施。

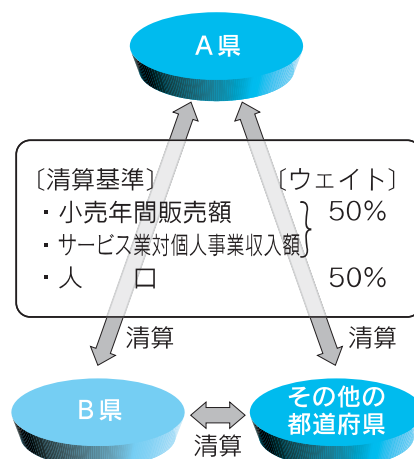
●申告納付、都道府県間清算と市町への交付

- ・ 譲渡割については、当分の間、消費税の申告納付と合せて、国（税務署）に申告し納めます。
- ・ 貨物割については、消費税の申告納付と合せて、国（税関）に申告し納めます。
- ・ 「最終消費地と課税地の不一致」を解消するため、商業統計調査による各都道府県の小売年間販売額等を基準として都道府県間において地方消費税収入額の清算を行います。
- ・ 都道府県間清算後の地方消費税収入額の2分の1の額は、県内各市町の人口及び従業者数に応じて按分し、各市町に交付されます。

申告納付などの流れ



都道府県間清算の仕組み



税率引き上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされました。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

自動車税環境性能割

自動車税環境性能割は、自動車を買ったり、もらったりした人に対して課される税金です。

●納める人

県内で登録された自動車（二輪車を除く）の所有者（ローンで購入した場合で、自動車の所有権がまだ売主などにある場合は、買主が取得者とみなされます。）

●納める額

自動車の取得価格に、燃費基準達成度等に応じて、非課税、1%~3%（営業車にあつては、非課税、0.5%~2%）の税率を乗じて算出します。

注）取得価格とは自動車を取得したときの対価として支払う金額です。無償で自動車をもつた場合や、親類から自動車を安く買った場合など、通常の取引価格に比べて低い価格で取得した時は、通常の取引価格が取得価額となります。

●自動車税環境性能割

対象車					税率	
					自家用	営業用
電気自動車・燃料電池自動車					非課税	非課税
天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制からNo x 10%低減又は平成30年排出ガス基準適合）					非課税	非課税
プラグインハイブリッド車					非課税	非課税
対象車					税率	
種別	燃料	乗車定員又は車両総重量	排出ガス要件	燃費基準	自家用	営業用
乗用車	ガソリン車・LPG車	-	平成17年排出ガス基準75%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成	令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
				令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税
				令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
				令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
				令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
				令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
	ディーゼル車	-	クリーンディーゼル車（平成21年排出ガス規制適合） 又は 平成30年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
				令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税
				令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
				令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%
				令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
				令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%
乗用車で上記に該当しないもの					3%	2%

対象車				税率		
種別	燃料	乗車定員または 車両総重量	排出ガス要件	燃費基準	自家用	営業用
バス	ガソリン車	3.5t以下	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減達成	令和2年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
				令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
			平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準 25%低減達成	令和2年度燃費基準110%達成	非課税	非課税
				令和2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%
				令和2年度燃費基準達成	2%	1%
	ディーゼル車	2.5t超 3.5t以下	平成21年排出ガス規制から NOx・PM10%低減 又は 平成30年排出ガス基準 適合	令和2年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
				令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
			平成21年排出ガス規制 適合	令和2年度燃費基準110%達成	非課税	非課税
				令和2年度燃費基準105%達成	1%	0.5%
		3.5 t 超	平成21年排出ガス規制から NOx・PM10%低減 又は 平成28年排出ガス基準 適合	令和2年度燃費基準達成	2%	1%
				平成27年度燃費基準115%達成	非課税	非課税
				平成27年度燃費基準110%達成	1%	0.5%
				平成27年度燃費基準105%達成	2%	1%
バスで上記に該当しないもの					3%	2%

自動車税環境性能割

対象車				税率		
種別	燃料	乗車定員又はまたは車両総重量	排出ガス要件	燃費基準	自家用	営業用
トラック	ガソリン車	2.5t以下	平成17年排出ガス基準75%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
				令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
				令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
		2.5 t 超 3.5 t 以下	平成17年排出ガス基準75%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成	令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
				令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%
				令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
	ディーゼル車	2.5 t 超 3.5 t 以下	平成21年排出ガス規制からNOx・PM10%低減 又は 平成30年排出ガス基準適合	令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
				令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%
				令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
		3.5 t 超	平成21年排出ガス規制適合	令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
				令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
				平成27年度燃費基準115%達成	非課税	非課税
	3.5 t 超	平成21年排出ガス規制からNOx・PM10%低減 又は 平成28年排出ガス基準適合	平成27年度燃費基準110%達成	1%	0.5%	
			平成27年度燃費基準105%達成	2%	1%	
トラックで上記に該当しないもの			3%	2%		

※ 令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車については、平成22年度基準エネルギー消費効率により算定します。

その場合、以下のとおりそれぞれ読み替えてください。

- ・「令和12年度燃費基準85%達成」を「平成22年度燃費基準184%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準80%達成」を「平成22年度燃費基準173%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準75%達成」を「平成22年度燃費基準162%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準70%達成」を「平成22年度燃費基準151%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準65%達成」を「平成22年度燃費基準141%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準60%達成」を「平成22年度燃費基準130%達成」へ
- ・「令和2年度燃費基準105%達成」を「平成22年度燃費基準157%達成」へ
- ・「令和2年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準150%達成」へ
- ・「令和4年度燃費基準105%達成」を「平成22年度燃費基準163%達成」へ
- ・「令和4年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準155%達成」へ
- ・「令和4年度燃費基準95%達成」を「平成22年度燃費基準147%達成」へ
- ・「平成27年度燃費基準125%達成」を「平成22年度燃費基準157%達成」へ
- ・「平成27年度燃費基準120%達成」を「平成22年度燃費基準150%達成」へ
- ・「平成27年度燃費基準115%達成」を「平成22年度燃費基準144%達成」へ

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車で、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率により算定します。

その場合、以下のとおりそれぞれ読み替えてください。

- ・「令和12年度燃費基準85%達成」を「令和2年度燃費基準123%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準80%達成」を「令和2年度燃費基準116%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準75%達成」を「令和2年度燃費基準109%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準70%達成」を「令和2年度燃費基準102%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準65%達成」を「令和2年度燃費基準94%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準60%達成」を「令和2年度燃費基準87%達成」へ

●軽自動車環境性能割

軽自動車を取得した人に対して課される税金です。軽自動車税環境性能割は市町の税金ですが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は県が市町に払い込みます。

対象車				税率	
				自家用	営業用
電気自動車・燃料電池自動車				非課税	非課税
天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制からNOx 10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）				非課税	非課税
対象車				税率	
種別	燃料	排出ガス要件	燃費基準	自家用	営業用
乗用車	ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減達成	令和12年度燃費基準80%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
			令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
			令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
			令和12年度燃費基準65%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	2%	1%
			令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	2%	1%
乗用車で上記に該当しないもの				2%	2%
2.5t以下トラック	ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減達成	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
			令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
			令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
			トラックで上記に該当しないもの		

※ 令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車については、平成22年度基準エネルギー消費効率により算定します。

その場合、以下のとおりそれぞれ読み替えてください。

- ・「令和12年度燃費基準80%達成」を「平成22年度燃費基準173%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準75%達成」を「平成22年度燃費基準162%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準70%達成」を「平成22年度燃費基準151%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準60%達成」を「平成22年度燃費基準130%達成」へ
- ・「令和2年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準150%達成」へ
- ・「令和4年度燃費基準105%達成」を「平成22年度燃費基準163%達成」へ
- ・「令和4年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準155%達成」へ
- ・「令和4年度燃費基準95%達成」を「平成22年度燃費基準147%達成」へ
- ・「平成27年度燃費基準125%達成」を「平成22年度燃費基準157%達成」へ
- ・「平成27年度燃費基準120%達成」を「平成22年度燃費基準150%達成」へ
- ・「平成27年度燃費基準115%達成」を「平成22年度燃費基準144%達成」へ

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車で、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率により算定します。

その場合、以下のとおりそれぞれ読み替えてください。

- ・「令和12年度燃費基準80%達成」を「令和2年度燃費基準116%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準75%達成」を「令和2年度燃費基準109%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準70%達成」を「令和2年度燃費基準102%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準60%達成」を「令和2年度燃費基準87%達成」へ
- ・「令和12年度燃費基準55%達成」を「令和2年度燃費基準80%達成」へ

★ASV(先進安全技術搭載車)・バリアフリー対応車両の取得に係る特例措置

対象・要件等		取得時期	軽減内容(新車のみ) (取得価格から控除)
衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き) 搭載車両①	バス等	令和7年3月31日まで	175万円
	3.5t超のトラック、トラクタ(※被けん引車は除く)	令和7年3月31日まで	175万円
側方衝突警報装置 搭載車両②	8t超のトラック、トラクタ(※被けん引車は除く)	令和6年4月30日まで	175万円
①及び②搭載車両	8t超のトラック、トラクタ(※被けん引車は除く)	令和6年4月30日まで	350万円
バリアフリー対応 車両	ノンステップバス	令和8年3月31日まで	1,000万円
	リフト付きバス(乗車定員30人以上 空港アクセスバスに限る)	令和8年3月31日まで	800万円
	リフト付きバス(乗車定員30人以上 上記以外)	令和8年3月31日まで	650万円
	リフト付きバス(乗車定員30人未満)	令和8年3月31日まで	200万円
	ユニバーサルデザインタクシー	令和8年3月31日まで	100万円

●免税点(税金がかからない取得)

取得価額が50万円以下の場合、税金はかかりません。

●非課税

次のような場合には、税金がかかりません。

- ①相続による取得の場合
- ②法人の合併または分割(分割型分割)による自動車の取得の場合
- ③割賦完済などにより、所有権が売主から買主に移転した場合
- ④自動車販売事業者から購入した自動車を、性能不良などのために1ヶ月以内に返還した場合
注)④の場合には申請により、すでに納付していた自動車税環境性能割の還付を受けることができます。

●申告と納税

自動車の新規登録、移転登録などを運輸支局で行う際に、佐賀県税事務所(自動車税課)に申告して納めていただきます。

●市町への交付

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%は市町に交付されます。

自動車税種別割

自動車税種別割は、自動車の所有者に対して課される税金です。

●納める人

県内で登録された自動車（軽自動車、バイク、小型特殊自動車などは除く）の所有者。

ただし、ローンで購入した場合で、自動車の所有権がまだ売主などにある場合は、買主（使用者）を所有者とみなします。

●納める額

1. 自動車の種類（乗用車、トラック、バスなどの別）や用途（営業用、自家用の別）、排気量などによって年税額（4月1日～翌年3月31日の1年間）が定められています。（P30参照）
2. 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在の所有者に課税されますが、年度途中で抹消登録や新規登録などをした場合は、次のとおり月割りの税額になります。
 - ①4月1日以降に抹消登録した場合
4月から抹消登録した月までの月割税額となります。
（例）6月に抹消登録した場合…4月～6月の3ヶ月分
 - ②新規登録をした場合
新規登録をした月の翌月から3月までの月割税額となります。
（例）6月に新規登録した場合…7月～翌年3月の9ヶ月分

●申告と納税

1. 4月1日午前0時現在で自動車を所有している人は、県税事務所から送付される納税通知書によって、5月31日（5月31日が土曜日の場合は6月2日、日曜日の場合は6月1日）までに県に納めていただきます。
2. 4月1日以降に新規登録、移転登録または変更登録をする人は、運輸支局での登録の際に佐賀県税事務所（自動車税課）に申告書（報告書）を提出していただくとともに、月割税額が課税される場合は、あわせて税額を納めていただきます。

自動車税種別割年税額一覧表（主なもの）

〔自家用〕

車種	区分		年税額(円)	課税		
				軽課 75%軽減(円)	重課 10%増(円)	重課 15%増(円)
乗用車	総排気量	1ℓ以下	29,500 (25,000)	(6,500)	—	33,900
		1ℓを超え1.5ℓ以下	34,500 (30,500)	(8,000)	—	39,600
		1.5ℓを超え2ℓ以下	39,500 (36,000)	(9,000)	—	45,400
		2ℓを超え2.5ℓ以下	45,000 (43,500)	(11,000)	—	51,700
		2.5ℓを超え3ℓ以下	51,000 (50,000)	(12,500)	—	58,600
		3ℓを超え3.5ℓ以下	58,000 (57,000)	(14,500)	—	66,700
		3.5ℓを超え4ℓ以下	66,500 (65,500)	(16,500)	—	76,400
		4ℓを超え4.5ℓ以下	76,500 (75,500)	(19,000)	—	87,900
		4.5ℓを超え6ℓ以下	88,000 (87,000)	(22,000)	—	101,200
		6ℓを超えるもの	111,000 (110,000)	(27,500)	—	127,600
トラック	最大積載量	1ト以下	8,000	(2,000)	8,800	—
		1トを超え2ト以下	11,500	(3,000)	12,600	—
		2トを超え3ト以下	16,000	(4,000)	17,600	—
貨客兼用車	1ト以下	総排気量 1ℓ以下	13,200	(3,300)	14,500	—
		1ℓを超え1.5ℓ以下	14,300	(3,600)	15,700	—
		1.5ℓを超えるもの	16,000	(4,000)	17,600	—
	2ト以下	総排気量 1ℓ以下	16,700	(4,300)	18,300	—
		1ℓを超え1.5ℓ以下	17,800	(4,600)	19,500	—
		1.5ℓを超えるもの	19,500	(5,000)	21,400	—

〔営業用〕

車種	区分		年税額(円)	軽課		重課	
				75%軽減(円)	50%軽減(円)	10%増(円)	15%増(円)
乗用車	総排気量	1ℓ以下	7,500	2,000	4,000	—	8,600
		1ℓを超え1.5ℓ以下	8,500	2,500	4,500	—	9,700
		1.5ℓを超え2ℓ以下	9,500	2,500	5,000	—	10,900
		2ℓを超え2.5ℓ以下	13,800	3,500	7,000	—	15,800
		2.5ℓを超え3ℓ以下	15,700	4,000	8,000	—	18,000
		3ℓを超え3.5ℓ以下	17,900	4,500	9,000	—	20,500
		3.5ℓを超え4ℓ以下	20,500	5,500	10,500	—	23,500
		4ℓを超え4.5ℓ以下	23,600	6,000	12,000	—	27,100
		4.5ℓを超え6ℓ以下	27,200	7,000	14,000	—	31,200
		6ℓを超えるもの	40,700	10,500	20,500	—	46,800
トラック	最大積載量	1ト以下	6,500	2,000	3,500	7,100	—
		1トを超え2ト以下	9,000	2,500	4,500	9,900	—
		2トを超え3ト以下	12,000	3,000	6,000	13,200	—
貨客兼用車	1ト以下	総排気量 1ℓ以下	10,200	3,000	5,300	11,200	—
		1ℓを超え1.5ℓ以下	11,200	3,200	5,800	12,300	—
		1.5ℓを超えるもの	12,800	3,600	6,700	14,000	—
	2ト以下	総排気量 1ℓ以下	12,700	3,500	6,300	14,000	—
		1ℓを超え1.5ℓ以下	13,700	3,700	6,800	15,100	—
		1.5ℓを超えるもの	15,300	4,100	7,700	16,800	—

〔注1〕 この表の、（ ）内の税額については、令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車に限り
ます。

〔注2〕 この表は、主な自動車の税額だけを掲載しています。例えば、トラックの中でもけん引車や被けん引車には
別の税額が適用されますので注意してください。

〔注3〕 ロータリーエンジン車の場合、「総排気量＝単室容積×ローター数×1.5」とします。
（「単室容積×ローター数」は自動車検査証の「総排気量欄」に記載されている数値です。）

●自動車税種別割のグリーン化特例について

自動車税種別割について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重く（重課）する特例措置を講じます。

1.環境負荷の小さい自動車（自動車税種別割が軽減される自動車）

取得期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日

【自家用】

適用対象車	特例割合	軽課対象年度
電気自動車・燃料電池自動車	概ね75%軽減	新車新規登録のあった翌年度（1年間のみ）
天然ガス自動車 （平成21年排出ガス規制からNOx10%低減又は平成30年排出ガス基準適合）		
プラグインハイブリッド車		

【営業用】

適用対象車		特例割合	軽課対象年度
電気自動車・燃料電池自動車		概ね75%軽減	新車新規登録のあった翌年度（1年間のみ）
天然ガス自動車 （平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）			
プラグインハイブリッド車			
排出ガス基準	燃費性能	特例割合	軽課対象年度
平成17年排出ガス基準75%低減達成 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね75%軽減	新車新規登録のあった翌年度（1年間のみ）
	令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね50%軽減（※）	
クリーンディーゼル車 （平成21年排出ガス規制適合） 又は 平成30年排出ガス基準適合）	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね75%軽減	
	令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね50%軽減（※）	

（※）令和6年度（～令和7年3月31日）取得分までが対象です。

2.環境負荷の大きい自動車（自動車税種別割が増額される自動車）

適用対象車		税率
燃料種別	経過年数（新車新規登録された時期）	
ディーゼル車	新車新規登録から11年経過している自動車	税率から概ね15%重課 （抹消登録されるまで適用）
ガソリン車・LPG車	新車新規登録から13年経過している自動車	※バス、トラックは税率から概ね10%重課

【対象外となる自動車】

電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除きます。

自動車税種別割についてのQ&A

Q1 最近引っ越しをしたのですが、何か手続きは必要ですか？

A1 現在の住所を管轄する運輸支局で、自動車検査証（車検証）の住所変更登録手続きをしてください。運輸支局での手続きについては、佐賀運輸支局（050-5540-2082）にお問い合わせください。すぐにこの手続きができない方は、最寄りの県税事務所にご連絡ください。

Q2 自動車税種別割の納税通知書が届かないのですが、どうしてですか？

A2 自動車税種別割の納税通知書は、毎年4月下旬に郵便でお送りしています。引っ越しなどで、住所が変わっていませんか？

住民票を移しただけでは、お持ちの自動車の登録住所は変わりませんので、運輸支局で住所変更の登録手続きをする必要があります。

Q3 現在持っていない自動車の納税通知書が届くのはどうしてですか？

A3 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在の自動車の所有者の方に課税されます。

4月1日午前0時現在でお持ちでない自動車の納税通知書が届いた場合には、3月までに抹消登録や名義変更の登録手続きがされていない可能性があります。代理人（自動車販売業者など）にこれらの登録手続きを依頼した方は、代理人に手続きを行ったかどうか確認してください。

Q4 年度の途中（4月1日以降）で自動車を売ったり、抹消登録した場合、自動車税種別割はどうなるのですか？

A4 ◆ 売った自動車を移転登録した場合は・・・

4月1日午前0時現在の自動車の所有者・使用者の方に1年間の税額（年税額）が課税されます。したがって、納期限までに年税額をお納めいただくことになります。

新たな所有者へは、翌年度から年税額が課税されます。

◆ 抹消登録した場合は・・・

4月から抹消登録された月までの月割額となりますので、すでに全額（年税額）を納められている場合は、年税額と月割額との差額が後日還付されます。

～自動車税種別割の還付について～

還付は、抹消登録を行った月の翌月の末に行います。

口座振替で納税をされている方は、引落口座名と納税義務者名が同一の場合、引落口座へ振り込みの手続きを行います。それ以外の方には、「県費送金通知書」を送付しますので、送付された通知書を佐賀銀行本支店へ持参し、還付金を受け取ってください。

受領の際は、本人であることが確認できるものを持参してください。

近隣に佐賀銀行本支店がない県外等にお住いの方には、「記載事項等変更申出・口座振替申出書」を同封します。必要事項をご記入の上、「県費送金通知書」を添えてご提出ください。

Q5 自動車検査証（車検証）の有効期限が過ぎているのに、自動車税種別割が課税されるのはどうしてですか？

A5 自動車税種別割は、車検証の有効期限にかかわらず、自動車の所有に対して課税されるものです。

自動車を使用しない場合は、運輸支局で抹消登録の手続きをしてください。

抹消登録されませんと、いつまでも自動車税種別割が課税されますので、ご注意ください。

自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免について

身体または精神に障害があるため、日常生活を営むにあたり、歩行することが困難である身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者（以下「身体障害者等」といいます。）の方の日常生活に不可欠な生活手段として使用される自動車について、一定の要件（障害の程度、自動車の名義など）を満たす場合は、申請に基づき自動車税種別割、自動車税環境性能割の減免が受けられます。

1 減免の対象となる障害の程度

対象者の障害程度		
障害区分	身体障害者等本人が運転する場合 （「本人運転」といいます。）	生計を一にする方が運転する場合（「家族運転」といいます。）及び常時介護する方が運転する場合 （「常時介護者運転」といいます。）
視覚障害	1～3級及び4級の1	1～3級及び4級の1
聴覚障害	2～3級	2～3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害 ^{（※）}	3級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）	該当なし
上肢不自由	1～2級	1～2級の1～2（注1）
下肢不自由	1～6級	1～2級及び3級の1（注1）
体幹不自由	1～3級及び5級	1～3級
運動機能障害	上肢機能	1～2級（一上肢のみの場合を除く）
	移動機能	1～6級
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸機能障害	1級及び3～4級	1級及び3級
免疫機能障害	1～4級	1～3級
肝臓機能障害	1～4級	1～3級
知的障害	療育手帳「A」	
精神障害	精神障害者保健福祉手帳「1級」	

※ 戦傷病者手帳をお持ちの方は、県税事務所へお問い合わせください。

（注1）複合障害により身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障害の等級で判定します。ただし、次の複合障害の場合は、複合の等級で判定します。

上肢不自由と下肢不自由の複合障害で、一上肢上腕1/2欠損（2級の3）または一上肢機能全廃（2級の4）と一下肢大腿1/2欠損（3級の2）または一下肢機能全廃（3級の3）の複合障害により身体障害者手帳の等級が1級の場合は、家族運転、常時介護者運転に該当します。

（注2）言語機能障害及びそしゃく機能障害は含みません。

2 減免自動車の要件

運転区分		自動車の名義	運転者
本人運転	本人所有本人運転	身体障害者等本人	身体障害者等本人
	家族所有本人運転	身体障害者等と生計を一にする方	
家族運転	本人所有家族運転	身体障害者等本人	身体障害者等と生計を一にする方
	家族所有家族運転	身体障害者等と生計を一にする方	
常時介護者運転		身体障害者等本人 身体障害者等本人と生計を一にする方 （身体障害者等に限る。）	身体障害者等を常時介護する方

※ 減免できる自動車は、1人の身体障害者等について1台に限ります（軽自動車を含む。）。

3 減免する額

自動車税種別割	45,000円（重課対象車は、51,700円。ただし、バス、トラックは49,500円）を上限として減免します。 ※上限額を超える差額は納税する必要があります。
自動車税環境性能割	課税標準額250万円にかかる税額を上限として減免します。 ただし、課税標準額については、身体障害者等が使用するために構造変更に要した経費（改造費）は全額除外します。 ※上限額を超える差額は納税する必要があります。

4 減免申請期限及び申請窓口

税 目		申請時期	申請窓口
自動車税種別割	賦課期日（4月1日午前零時）現在、自動車を所有し、減免の要件を備えている場合	納期限まで	各県税事務所
	4月1日以降、身体障害者手帳等の交付を受け、減免の要件を満たすこととなった場合（前記において申請がなかった場合を含む。）	毎月末日まで	各県税事務所
	新規に自動車を登録する場合	登録の日まで、またはそれ以降の毎月末日まで	佐賀県税事務所 自動車税課 （佐賀市若楠）
自動車税環境性能割	新たに自動車を取得する場合	登録の日まで （注3）	佐賀県税事務所 自動車税課 （佐賀市若楠）

（注3）自動車税環境性能割については、申請期限後に申請されても減免を受けることができませんので、必ず自動車を登録されるときに減免の申請をしてください。

5 減免申請に必要な書類等

本人運転の場合	家族運転の場合	常時介護者運転の場合
①減免申請書（及び誓約書） ②身体障害者手帳等（原本） ③運転免許証（表裏写し可） ④自動車検査証（写し可） ※新規登録の場合は不要 ※電子車検証の場合は自動車検査記録事項（写し可）が必要	①減免申請書（及び誓約書） ②身体障害者手帳等（原本） ③運転免許証（表裏写し可） ④自動車検査証（写し可） ※新規登録の場合は不要 ※電子車検証の場合は自動車検査記録事項（写し可）が必要	①減免申請書 ②身体障害者手帳等（原本） ③運転免許証（表裏写し可） ④自動車検査証（写し可） ※新規登録の場合は不要 ※電子車検証の場合は自動車検査記録事項（写し可）が必要 ⑤住民票謄本等 （発行日から3か月以内のもの） ⑥誓約書

※既に減免を受けている自動車を買い替え等の理由で、切り替える場合には、上記記載の書類等のほかに、次の書類等が別途必要になります。
ア 自動車を抹消したとき・・・減免の適用を受けていた自動車の抹消登録証明書等

減免申請の詳細やご不明な点につきましては、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

県たばこ税

県たばこ税は、製造たばこの製造者などが県内の小売業者にたばこを売り渡すときにかかるもので、みなさんが購入されるたばこの代金の中に含まれています。

●納める人

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

●納める額

・紙巻きたばこなど…………… 1,000本につき 1,070円

(参考)

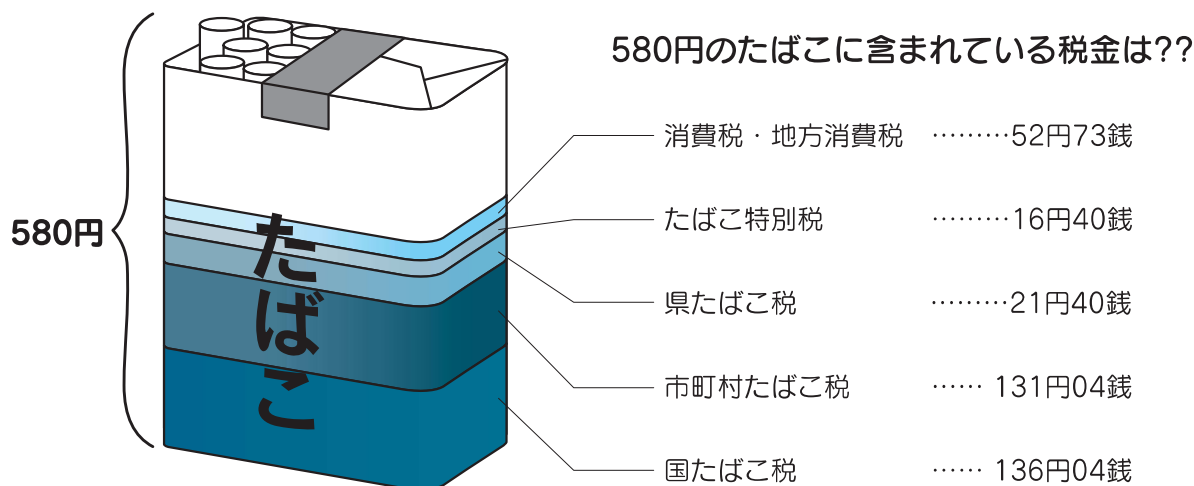
市町村たばこ税の税率

・紙巻きたばこなど……………1,000本につき 6,552円

●申告と納税

製造たばこの製造者などが毎月分をまとめて、翌月末日までに県に申告して納めます。

～たばこに含まれている税金は？～



※1箱580円の場合

20本入り、定価580円のたばこ1箱に含まれている税額で、消費税を含む合計額は357円61銭となります。

たばこを県内で購入されると、その税金は佐賀県の収入となり、様々な行政サービスを行う上での貴重な財源となります。たばこは県内で買いましょ！

ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用したときに課される税金です。

●納める人

ゴルフ場を利用した人（ゴルフ場の経営者が利用した人から料金と一緒に受け取り、県に納めます）。

●納める額

税額は、ホール数や利用料金によって定められています。

級	ホール数	利用料金	税額
1	18以上	10,000円以上	1,200円
2	〃	6,500円以上～10,000円未満	1,100円
3	〃	4,000円以上～6,500円未満	950円
4	〃	3,500円以上～4,000円未満	800円
5	〃	2,500円以上～3,500円未満	650円
6	〃	2,500円未満	500円
	18未満	2,500円以上	
7	〃	1,000円以上～2,500円未満	400円
8	〃	1,000円未満	200円

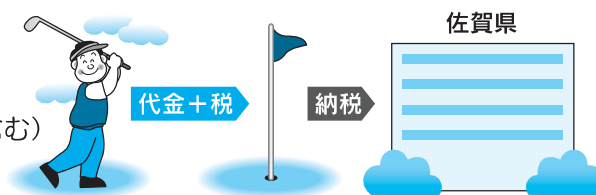
●申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分をまとめて翌月10日までに県に申告して納めます。

●非課税

次の方は、ゴルフ場利用税の非課税措置を受けることができます。

- ① 18歳未満の方
- ② 70歳以上の方
- ③ 障害者の方
- ④ 国民スポーツ大会での利用（公式練習も含む）
- ⑤ 学校の授業、公認の課外活動での利用
- ⑥ 国際競技大会での利用（公式練習も含む）



適用を受ける場合にはゴルフ場に対し、①及び②の場合には利用日現在の年齢が確認できる書類を、③の場合は障害者手帳などを提示し、④及び⑤の場合には県教育委員会・学校からの証明書の提出が必要です。

●市町への交付

ゴルフ場の経営者から県へ納められたゴルフ場利用税の70%は、ゴルフ場のある市町に交付されます。

県内のゴルフ場を利用されるときに支払われる税金は、佐賀県の収入となり、様々な行政サービスを行う上での貴重な財源となります。ゴルフ場の施設利用はぜひ県内で！

軽油引取税

軽油引取税は、軽油を購入する場合にかかる税金です。

●納める人

特約業者・元売業者から軽油を購入した人
(特約業者・元売業者が代金と一緒に受け取り、県に納めます。)

元売業者とは

軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者または軽油を販売することを業とする者で、総務大臣の指定を受けた者

特約業者とは

元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、販売することを業とするもので、知事の指定を受けた者

●納める額

1キロリットルにつき32,100円
(1リットルにつき32円10銭)

●申告と納税

特約業者または元売業者が、毎月分をまとめて翌月末日までに県に申告して納めます。

なお、特約業者・元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合は、その者が輸入の時までに県に申告して納めます。

●免税（令和9年3月31日まで）

次のような用途に使用される軽油には、免税の手続きを行い、承認を受けたときに限り税金がかかりません。詳しい手続きについては、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

- 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
- 農業・林業用機械の動力源
- 鉱物の採掘事業・廃棄物処理事業・木材加工業・倉庫業・セメント製品製造業などのための一定の用途

※令和7年度から、船舶については、専らレクリエーションの用に供するものは免除の対象外となります。

※免税制度の延長に伴い、免税軽油使用者証及び免税証の有効期限について、一部通常と異なる取り扱いをしております。不明な点などについては、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

～製造軽油にも軽油引取税がかかります～

- ・軽油に灯油などを混ぜた混和軽油を販売したり、灯油などを自動車の燃料として販売・消費したときは、その販売や消費をした量について軽油引取税がかかります。
- ・BDF（バイオディーゼル燃料）と軽油を混ぜた軽油を販売したり、BDFと軽油などを混ぜた製造油を自動車の燃料として販売・消費したときは、その販売や消費をした量について軽油引取税がかかります。

不正軽油の追放

不正軽油を撲滅するため罰則が強化されています。

運 搬

保 管

購 入

媒介・あっせん

不正軽油であることを知りながらこれらを行った者〔不正軽油譲受罪（購入者罰則）〕
 「3年以下の懲役、300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）」

脱 税

軽油引取税を脱税したら

「10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（脱税額が1,000万円を超える場合はその相当額）」

製造承認義務違反

製造承認を受けずに軽油を製造したら

「10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）」

原材料などの提供

不正軽油の原材料として用いられることを知りながら灯油やA重油、薬品を提供したり、不正軽油の製造の用に供されることを知りながら施設などを提供したりした者に対する罰則（供給者罰則）

「7年以下の懲役、700万円以下の罰金（法人は2億円以下の罰金）」

※元売業者等の指定要件に、不正軽油の原材料などを提供した場合を加える。
 これらにより不正軽油流通の一連の過程において罰則が厳格化されています。

「佐賀県不正軽油防止対策協議会」を設立しています。

【目的】 関係団体及び行政機関が相互に連携、協力し、情報交換及び啓発活動を行うとともに、正常な軽油の流通を促進し、不正軽油の流通防止を図る。

【構成】 佐賀県石油商業組合、（公社）佐賀県トラック協会、（一社）佐賀県バス・タクシー協会、佐賀県警察本部生活安全部生活安全企画課、唐津海上保安部、九州運輸局佐賀運輸支局、佐賀県循環型社会推進課・危機管理防災課消防保安室・税政課、佐賀県税事務所

【スローガン】 不正軽油を 「作らせない」「売らない」「買わない」「使わない」

*** 不正軽油に関する情報をお寄せください ***

佐賀県税事務所

TEL0952-30-3161

佐賀県 税政課

TEL0952-25-7021

産業廃棄物税

産業廃棄物税は、県内の最終処分場や焼却施設に産業廃棄物を搬入した場合に課せられる税金で、循環型社会の実現に向けた環境施策の充実のために使われる目的税です。

(平成17年4月1日より課税)

●納める人

最終処分業者に産業廃棄物の最終処分を委託した場合
 焼却処理業者に産業廃棄物の焼却処理を委託した場合 } → 委託をした排出事業者

※排出事業者とは、事業活動によって廃棄物を排出する者で工場のほか、医療機関、店舗やオフィスなども排出事業者です。なお、建設業の場合は、発注元でなく元請業者が排出事業者です。

自社の産業廃棄物を自社の最終処分場や焼却施設に搬入した場合（自社処分した場合）

→ その事業者

●納める額

最終処分施設への搬入 → 1トン当たり 1,000円

焼却施設への搬入 → 1トン当たり 800円

●申告と納税

最終処分業者や焼却処理業者に委託した場合は、委託先の最終処分業者または焼却処理業者が税額をまとめて次の期間までに申告・納入します。また、自社処分した場合はその事業者が次の期間までに直接申告・納付します。

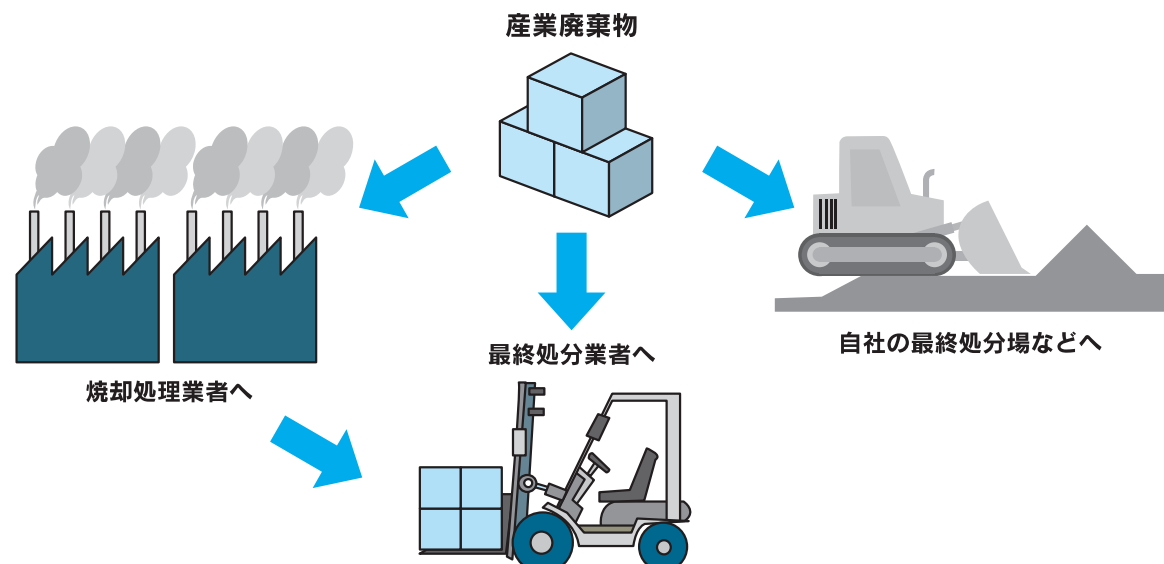
1月1日～3月31日分……………4月末日

4月1日～6月30日分……………7月末日

7月1日～9月30日分……………10月末日

10月1日～12月31日分……………1月末日

※焼却施設やその他の中間処理施設での処理後の残さが、焼却施設や最終処分場へ搬入される場合は、課税となりますので、排出事業者は、産業廃棄物税相当分を上乗せした処理料金を中間処理業者へ支払うことになります。



鉱区税

鉱区税は、地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利(鉱業権)を与えられている人に課される税金です。

●納める人

県内に鉱区をもっている鉱業権者

●納める額

鉱区の種類		税 率
石炭、ケイ石、長石などの鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに…年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに…年400円
砂金・砂鉄などの鉱区	—	面積100アールごとに…年200円

注) 年の中で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割り計算によります。

●申告と納税

1. 鉱業権を取得したり住所などを変更したりしたときは、7日以内に申告が必要です。
2. 毎年4月1日時点で鉱業権をもっている人は、県税事務所から送付される納税通知書によって、県に5月31日までに納めます。
3. 年の中で鉱業権を取得したときは、県税事務所から指定された日までに県に納めます。

核燃料税

核燃料税は、全国一律に課されている税金ではなく、佐賀県が総務大臣の同意を得て独自に課している税金です。

●納める人

発電用原子炉の設置者

●納める額

1. 価額割
発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5%
2. 出力割
一の課税期間(3ヶ月)ごとに発電用原子炉の熱出力1,000kWにつき、59,000円
※廃止措置計画の認可日の翌月以降は29,500円
3. 核燃料物質重量割
4月1日現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済核燃料のうち、核燃料として最後に使用した日の翌日から起算して5年を経過したものに係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量1kgにつき、750円

●申告と納税

1. 価額割
核燃料挿入の日から起算して2ヶ月(最初の運転開始の場合は3ヶ月)を経過する日の属する月の末日までに県に申告して納めます。
2. 出力割
課税期間の末日の翌日から起算して2ヶ月以内に県に申告して納めます。
3. 核燃料物質重量割
5月末日までに県に申告して納めます。

固定資産税

固定資産税は、本来市町で課税されますが、大規模な償却資産については、一定限度までは市町が課税し、それを超える部分については県が課税します。

●納める人

大規模償却資産（新設大規模償却資産を含む）の所有者

●納める額

市町が課税することができる一定限度を超える部分の大規模な償却資産の価格の1.4%

●申告と納税

毎年1月1日現在の償却資産（1月末申告）に対して、県税事務所から送付される納税通知書により納付します。

狩猟税

狩猟税は、狩猟者の登録を受ける人に対して課される、鳥獣を保護するために使われる目的税です。

●納める人

狩猟者の登録を受ける人

●納める額

	区 分	税 額
第一種銃猟免許（装薬銃）	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	11,000円
網猟免許・わな猟免許	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500円
第二種銃猟免許（空気銃）		5,500円

（注1）放鳥獣猟区でのみ狩猟ができる狩猟者の登録については、狩猟税は4分の1になります。

（注2）放鳥獣猟区でのみ狩猟することを条件に登録を受けた人が、後日放鳥獣猟区以外でも狩猟をするための登録を受ける場合は、狩猟税は4分の3になります。

（注3）過去1年以内に許可捕獲などをした者に係る狩猟者の登録については、狩猟税は2分の1となります。

（注4）過去1年以内に許可捕獲などに従事した者に係る狩猟者の登録については、狩猟税は2分の1となります。

（注5）対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、狩猟税は課されません。

（注6）認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者の登録については、狩猟税は課されません。

（注7）他県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う県ごとに税金がかかります。

●申告と納税

狩猟の登録を受けるときは、狩猟税申告書に税額に相当する「狩猟税証紙」を貼って県に納めます。

なお、「狩猟税証紙」は、一般社団法人佐賀県猟友会で購入してください。

詳しくは、佐賀県税事務所（0952-30-3161）にお問い合わせください。

申告と納税の時期

税の種類は17種類で、申告期限と納期は次のとおりです。

区 分		申告期限	納 期	納める方法
個人 県民税	均等割 所得割	給与所得については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町に提出（公的年金のみの者も同様）	給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町に納入	給与支払者が特別徴収して納入
		給与以外の所得者は、3月15日（所得税の確定申告をした人は不要）	一般的には6月、8月、10月、翌年1月	普通徴収
	配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
	株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日	〃	〃
県民税利子割		毎月分を翌月10日	〃	〃
法人県民税		確定申告は、事業年度終了日以後2ヶ月以内	〃	申告納付
個人事業税		3月15日（所得税の確定申告をした人や個人住民税の申告をした人は不要）	8月、11月（税額が1万円以下の場合は8月のみ）	普通徴収
法人事業税		確定申告は、事業年度終了日以後2ヶ月以内	申告期限と同じ	申告納付
地方 消費税	譲渡割	法人事業者…消費税の申告期限と同じ 課税期間の末日（決算の日）の翌日から2ヶ月以内 個人事業者…消費税の申告期限と同じ （翌年3月末日まで）	〃	税務署へ申告納付
	貨物割	輸入課税物品に対する消費税の申告期限と同じ	〃	税関へ申告納付
不動産取得税		取得した日から60日以内（表示に関する登記又は所有権の登記の申請した人は不要）	納税通知書に定めた日	普通徴収
県たばこ税		毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税		毎月分を翌月10日	〃	申告納入
自動車税環境性能割		登録または届出のとき	申告期限と同じ	証紙徴収
自動車税種別割		取得、変更のつど	5月	普通徴収
			新規登録のとき	証紙徴収
鉱 区 税		取得、消滅または変更の日から7日以内	5月	普通徴収
核燃料 料税	価額割	核燃料挿入日以後2ヶ月を経過する日の属する月の末日	申告期限と同じ	申告納付
	出力割	課税期間の末日の翌日から起算して2ヶ月以内	〃	〃
	核燃料物質重量割	5月末日	〃	〃
狩 猟 税		登録を受ける日	〃	証紙徴収
固定資産税		毎年1月1日現在の大規模の償却資産について1月末日までに申告	4月、7月、12月、2月	普通徴収
軽油引取税		毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納入(付)
産業廃棄物税		1月1日～3月31日分-4月末日 4月1日～6月30日分-7月末日 7月1日～9月30日分-10月末日 10月1日～12月31日分-1月末日	〃	申告納入(付)

- 普通徴収・・・県税事務所から送付された納税通知書により納税者が税金を納めること。
- 申告納付・・・納税者が納めるべき税金を計算し、申告して納めること。
- 申告納入・・・経営者などが県に代わってお客から税金を受け取り、それを申告し納めること。
- 証紙徴収・・・県が発行した証紙を申告書などに貼って納めること。

納税の猶予

次の場合には、1年以内（事情によっては最長2年まで）の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

1. 本人の財産が災害や盗難にあったとき。
2. 本人やその家族が病気にかかったり、負傷したりしたとき。
3. 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたりしたとき。

※なお、法人事業税、不動産取得税、自動車税環境性能割、軽油引取税及び産業廃棄物税については、それぞれ独自の徴収猶予制度があります。

※県税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるときには、申請により換価の猶予が認められる場合があります。

納期限の延長

災害その他やむを得ない事情により、期限までに申告・納税することができないときは、災害などがやんだときから2ヶ月以内に限り、期限が延長されます。

税の減免

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には、税金が減額または免除される場合があります。

個人県民税 (均等割・所得割)	個人の市町民税が減免された場合
法人県民税	次に掲げる法人などで収益事業を行わない法人
	①公益社団法人及び公益財団法人
	②一般社団法人及び一般財団法人であって、法人税納税地の所管税務署長に非営利性が徹底された法人、あるいは、共益的活動を目的とする法人である旨の届出をした法人
	③地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
個人事業税	生活保護法による生活扶助を受けている場合
	災害による被害を受けた場合
不動産取得税	天災などの災害により、滅失や損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合
	取得した不動産がその取得の直後に天災などの災害により滅失や損壊した場合
自動車税環境性能割 自動車税種別割 (P33、P34も 参照してください)	身体障害者等の日常生活における移動のために、身体障害者等本人または当該身体障害者等と生計を一にする家族が所有する自動車を運転する場合（障害の程度などにより制限がありますので、最寄りの県税事務所にお尋ねください。）
	身体障害者等の利用に適した構造の自動車である場合
鉦区税	天災による被害、その他特別な事情がある場合
狩猟税	貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合
	天災による被害、その他特別な事情がある場合
産業廃棄物税	天災による被害、その他特別な事情がある場合

延滞金

- 税金を納期限後に納める場合には、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて、延滞金が本税に加算されます。
 - 納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの期間…年7.3%
 平成26年1月1日以降は、「特例基準割合（短期貸出約定平均金利+1%）+1%の率」または「年7.3%」のうち低い方の率となります。
 なお、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）は年2.4%となります。
 ※「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。
 ※令和3年1月1日以降、徴収の猶予等及び法人住民税・法人事業税について納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、猶予特例基準割合等（「短期貸出約定平均金利+0.5%」）となります。
 ※「猶予特例基準割合等」とは、猶予基準割合並びに法人住民税及び法人事業税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の特例の基準となる割合をいいます。
 - 納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納税の日まで…年14.6%
 ただし、平成26年1月1日以降は、「特例基準割合+7.3%」となります。
 なお、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）は年8.7%となります。

(注1) 延滞金の計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨て、またはその税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

(注2) 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、またはその延滞金額の全額が1,000円未満であるときには、延滞金はかかりません。
- 次のような「納税の猶予」などがなされた場合は、その期間中の延滞金について、全額またはその一部が免除されます。
 - 災害や病気などによる場合
 - 事業の廃止や事業の損失による場合
 - 軽油引取税の売掛金を回収できなかった場合

加算金

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人事業税、ゴルフ場利用税、県たばこ税、自動車税環境性能割、軽油引取税、産業廃棄物税及び核燃料税について、申告を期限までにしなかったり申告税額が実際よりも少なかったりした場合などに徴収されるもので、次の3種類があります。

種類	内容	金額	
過少申告加算金	期限内に申告書を提出した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合や、増額の更正を受けた場合	増差税額×10%	
	上記のうち増差税額が、期限内に申告した税額または50万円のいずれか多い額を超える場合	増差税額×10%+ 超えた金額の5%	
不申告加算金	申告書を期限後に提出した場合や、申告をしなかった場合 ※1	納める税額×15%	
	50万円を超える部分 ※1	納める税額×20%	
	県の調査による更正決定があることを予知しないで期限後に申告した場合 ※2	納める税額×5%	
重加算金	二重帳簿をつくるなど、故意に税を免れようとした場合	申告書を期限内に提出している場合※1 申告書を期限後に提出している場合 申告していない場合 ※1	増差税額×35% 増差税額×40%

- ※1 平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する地方税については、過去5年以内に不申告加算金または重加算金を課された者が再びこれらを課される場合、10%加算されます。
- ※2 提出期限内に申告書を提出する意思があったと認められる要件に該当する場合で、かつ、申告書の提出期限から一ヶ月を経過する日までに申告書が提出された場合には、不申告加算金が課されません。

注) 令和6年1月1日以降に申告書の提出期限が到来するものについては、納める税額などによってさらに加算される場合があります。

地方税お支払サイトで納付ができます

令和5年4月から、ご自宅のパソコンやスマートフォン等により納税通知書（納付書）に印字される「地方税統一QRコード（eL-QR）」を読み取る又は「eL番号」を入力することで、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等による納付が簡単にできるようになったほか、地方税統一QRコード（eL-QR）に対応する全国の金融機関窓口で県税を納付することができるようになりました。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



地方税お支払サイト

検索

●納付方法

- ①スマートフォンやパソコン等から「地方税お支払サイト」を開く
- ②トップ画面で「eL-QRでお支払い」または「eL番号でお支払い」を選びクリックする
- ③納税通知書（納付書）の表面に記載されているQRコード（eL-QR）を読み取るか、eL番号を入力して、納付額を確認する

※利用できるアプリは、「PayPay」、「auPAY」、「ファミペイ」、「d払い」、「楽天ペイ」などです。

【eL-QRとeL番号が印字された納税通知書（納付書）のイメージ】

The image shows a sample of a tax payment notification form. It is divided into several sections. The top left section is titled '納入領収済通知書' (Receipt of Payment) and includes fields for '加入番号' (00130-8-967101) and '加入区分' (41000). Below this is a 'バーコード' (Barcode) and an 'eL-QR' code. The top right section is titled '払込金受領証' (Receipt of Payment) and includes fields for '加入番号' (00130-8-967101) and '加入区分'. Below this is an 'eL番号' (eL number). The bottom right section is titled '納税通知書兼領収証書' (Tax Notification and Receipt) and includes fields for '納付番号' (Payment Number), '課税年度' (Tax Year), '課税区分' (Tax Category), and '登録番号' (Registration Number). There are also fields for '納付額' (Payment Amount) and '納付期' (Payment Due Date). The form is marked with 'eLマーク' and 'ペイジーマーク' at the top.

●領収証書の発行について

- 地方税お支払サイトを利用して県税を納付した場合、領収証書は発行されません。
- 支払完了通知メール、アプリの取引履歴等によりご確認ください。
- 領収証書が必要な場合は、コンビニエンスストアや金融機関の窓口で納付してください。現金でのお取り扱いとなります。

口座振替～確実に納期限内に納付できる口座振替を活用しましょう～

口座振替を希望される方は、下記方法にて手続きができます。

●口座振替の申込方法

金融機関窓口にてお申込みいただけます。手続きの際は、預金通帳と届出印を持参してください。
※届出印を必要としない金融機関もございますので、事前に口座振替をご希望の金融機関にお問い合わせください。

●口座振替できる税目

自動車税種別割・個人事業税
ゴルフ場利用税（ゆうちょ銀行以外）・軽油引取税（ゆうちょ銀行以外）

●口座振替ができる金融機関

佐賀銀行・佐賀県信用農業協同組合連合会・みずほ銀行・三井住友銀行
福岡銀行・筑邦銀行・十八親和銀行・西日本シティ銀行・佐賀共栄銀行
長崎銀行・大川信用金庫・唐津信用金庫・佐賀信用金庫・伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫・佐賀東信用組合・佐賀西信用組合・九州労働金庫
佐賀県医師信用組合・九州信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

便利な申告方法（法人県民税・法人事業税）

佐賀県は、地方税共同機構の共同開発による地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）を利用して、地方税の電子申告システムのサービスを開始しています。利用に際しての手続きや詳しい説明はエルタックスのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

救済制度

●更正の請求

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人県民税、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、産業廃棄物税及び核燃料税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内に限り、その税額を減額するよう更正の請求をすることができます。

●不服の申し立て

県税の課税・徴収の処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができますが、審査請求書（正副2通）は、なるべく所管の県税事務所（課税・徴収処分を行った県税事務所）を経由して提出してください。

県税事務所管轄図



納税証明書

～県税事務所では県税の納税証明書を発行しています～

一般用

●証明書請求の際の様式は…？

「県営住宅入居」や「入札参加資格」などの申請の時に必要な場合は、各県税事務所窓口を設置しています。

また、佐賀県のホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp>）の「電子行政サービス」から入手することができます。

●申請の際の手数料は…？

1税目、1年度、1枚あたり350円（ただし、未納がない旨の証明は、証明事項1件あたり350円）です。

●証明書の請求ができる方は…？

①証明事項に係る本人 ②本人の代理人

代理の場合は、委任もしくは同意を受けていることが確認できる書類、または法定代理人であることが確認できる書類を持参してください。（例：委任状、代理人選任届、同意書等）

●申請の際の注意事項は…？

来所される際は、運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。

自動車の継続検査・構造等変更検査用（車検用）

自動車の継続検査または構造等変更検査用の納税証明書は、納税通知書の右片に添付しています。

口座振替で納付された場合は、納税確認後に領収証書と共に「自動車税種別割納税証明書」を郵送しますが、お手元に届くまで若干の期日を要します。5月31日から6月上旬に車検を受けられる予定の自動車に「納税証明書」が間に合わない場合には県税事務所にお問い合わせください。

地方税お支払サイトを利用して県税を納付した場合は、車検用の納税証明書は送付されません。近日常に車検を控えているなどのお急ぎの場合は、コンビニエンスストアや金融機関の窓口で納付してください。現金でのお取り扱いとなります。

紛失してしまった場合は、各県税事務所または佐賀県税事務所（自動車税課）〔佐賀運輸支局西隣〕で再交付を受けることができます。

●車検時の納税確認電子化について

自動車の継続検査・構造変更等検査の際、運輸支局において、電子情報で納税状況の確認が行えるようになりました。これにより、納付から一定期間経過している場合は、紙の納税証明書を省略できます。

●証明書請求の際の様式は…？

各県税事務所または佐賀県税事務所（自動車税課）で入手することができます。また、佐賀県のホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp>）の「電子行政サービス」からも入手することができます。

●証明書請求の際の手数料は…？

手数料はかかりません。

県税関係の申請書で佐賀県ホームページから
入手できるものがあります。

佐賀県のホームページ

佐賀県 検索 
<https://www.pref.saga.lg.jp/>

① 「県政情報メニュー」 → ② 電子行政サービス「電子申請システム」
→ ③ 「目的で探す」 → ④ 「くらし・子育て」 → ⑤ 「県税」

入手可能な様式

●申請

- ・ 納税証明書交付請求書
- ・ 自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の再交付申請書
- ・ 不動産取得税の減額又は還付申請書（公共事業等）
- ・ 不動産（土地・家屋）の取得申告書
- ・ 住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申告書
- ・ 住宅の新築又は耐震基準適合既存住宅等の用に供する土地に対する不動産取得税の減額又は還付申請書
- ・ 申立書（不動産取得税）
- ・ 軽油引取税特別徴収義務者登録申請書
- ・ ゴルフ場利用税の非課税利用確認申請書
- ・ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書（法人関係税）
- ・ 過誤納金還付請求権譲渡通知書（自動車税用）
- ・ 産業廃棄物税の納入・納付申告書

●届出

- ・ 利子等の支払をする営業所等設置等届出書
- ・ 法人設立（設置）届
- ・ 法人異動届
- ・ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書（法人関係税）
- ・ 個人事業税の開業・廃業・休業・変更届

上記以外の申請様式については、以下の手順でダウンロードしてください。

① 「くらし・子育てメニュー」 → ② 「税金・住民手続き・ペット・その他」
→ ③ 「申請様式ダウンロード」

令和6年度地方税制改正のあらまし（県税関係）

1 個人県民税の改正

令和6年度分の個人住民税所得額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を減税することになりました。

※ 納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。

2 法人事業税等の改正

- ① 外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることとなりました。
- ② 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることとなりました。
- ③ 法人税における賃上げへの対応に合わせ、継続雇用者の給与総額の対前年度増加率に係る適用要件等を見直した上で、雇用者全体の給与総額の増加率を付加価値額から控除することとなりました。（3年間の時限措置）

3 不動産取得税の改正

- ① 住宅・土地に係る税率の特例措置（4%→3%）が3年延長となりました。
- ② 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）が3年延長となりました。
- ③ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた不動産に係る非課税措置が創設されることとなりました。

4 軽油引取税の改正

軽油引取税の課税免除の特例措置について、船舶の一部（※）を除外した上、3年延長となりました。

※ マリンレジャーなどに使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を政令で規定。

5 地方譲与税の改正

- ① 森林環境譲与税に係る譲与基準が見直され、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行：3割）とすることとなりました。
- ② 航空機燃料譲与税に係る譲与基準が見直され、着陸料に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いることとなりました。

改正前の譲与割合	<u>着陸料割</u> 1/2		騒音世帯数割 1/2
改正後の譲与割合	<u>延べ重量割</u> 1/4	<u>旅客数割</u> 1/4	騒音世帯数割 1/2

国税の種類 (26種類)

直接税

所得税	個人の1年間の所得に対してかかります。
復興特別所得税	東日本大震災からの復興をはかるため、所得税とは別に平成25年～令和19年までの25年間かかります。
法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります。
相続税	亡くなった人から財産をもらったときにかかります。
贈与税	個人から財産をもらったときにかかります。
地価税	大規模な土地などの所有者に対してかかります。 (凍結中)
特別法人事業税	事業を営んでいる法人の所得または収入にかかります。
地方法人税	法人税の額に対してかかります。
森林環境税	国内に住所のある個人に対してかかります。

間接税等

消費税	国内での商品やサービスの売りに係る税金で、税率は価格の7.8%です。
酒税	清酒、ビール、ウイスキーなどにかかります。
たばこ税 たばこ特別税	たばこにかかります。
揮発油税 地方揮発油税	ガソリンにかかります。
石油ガス税	自動車燃料の石油ガスにかかります。
石油石炭税	原油、天然ガス、石油製品、石炭などにかかります。
航空機燃料税	航空機燃料に対してかかります。
関税	外国から輸入した貨物にその価格や数量に応じてかかります。
自動車重量税	車検を受ける自動車や、車両番号の指定を受ける軽自動車の重量に応じてかかります。
印紙税	契約書、受取書などを作成するときにかかります。
登録免許税	不動産・船舶・会社などの登記や登録をするときにかかります。
とん税 特別とん税	貿易船が寄港したときにその船長などに船舶の純トン数に応じてかかります。特別とん税は、港所在の市町村に対して譲与されます。
電源開発促進税	発電施設などの設備を促進する費用にあてるため、電力会社の販売電気にかかります。
国際観光旅客税	観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保するため、本邦から出国するときにかかります。

国税のお問い合わせ先



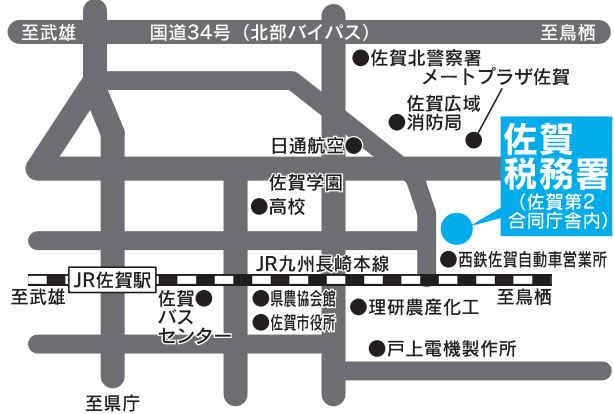
国税庁ホームページで
税に関する情報を提供しています。
ぜひご利用ください。

国税庁ホームページアドレス

<https://www.nta.go.jp/>

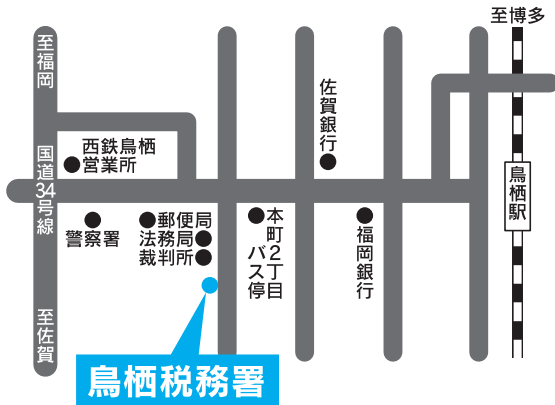
●佐賀税務署

〒840-8611 佐賀市駅前中央3-3-20
佐賀第二合同庁舎
☎0952-32-7511
担当区域／佐賀市、多久市、小城市



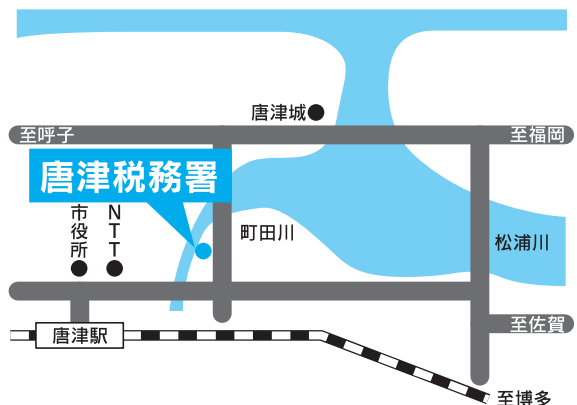
●鳥栖税務署

〒841-8601 鳥栖市秋葉町3-12-2
☎0942-82-2185
担当区域／鳥栖市、神崎市、神埼郡、三養基郡



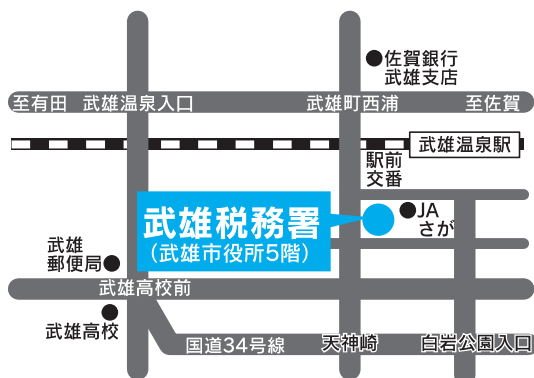
●唐津税務署

〒847-8601 唐津市千代田町2109-46
☎0955-72-3141
担当区域／唐津市、東松浦郡



●武雄税務署

〒843-8686 武雄市武雄町大字昭和12-10武雄市役所庁舎5階
☎0954-23-2127
担当区域／武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡

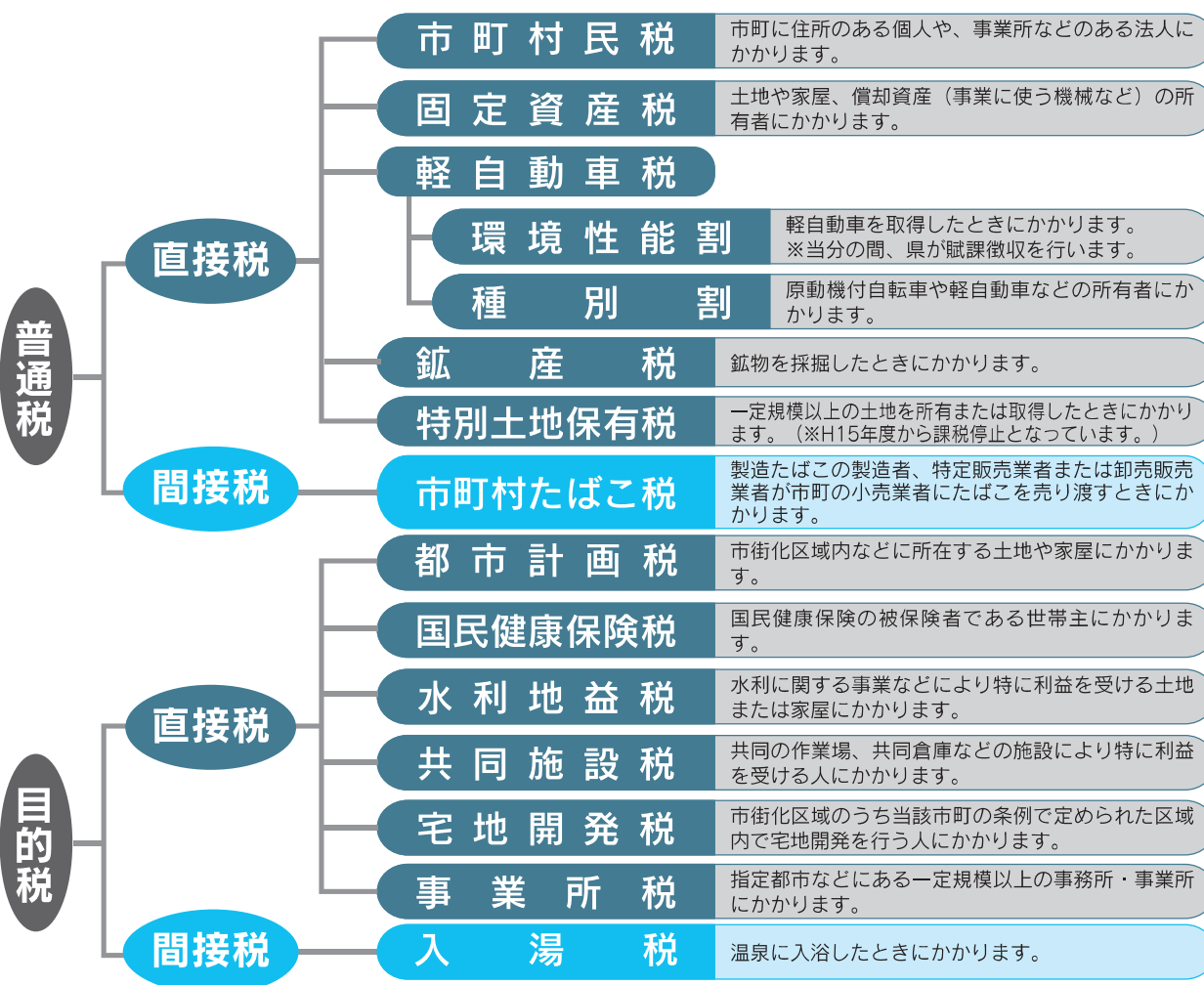


●伊万里税務署

〒848-8601 伊万里市立花町4023-1
☎0955-23-3147
担当区域／伊万里市、西松浦郡



市町村税の種類



市町村税のお問い合わせ先

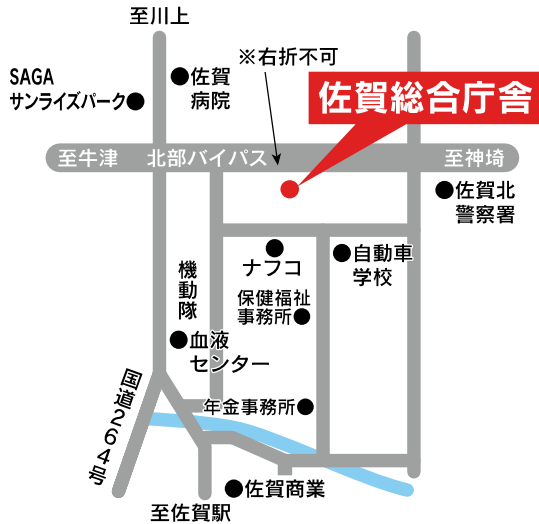
市町名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
佐賀市	市民税課	0952-40-7060,7062~7064(直)	840-8501	佐賀市栄町1-1
	資産税課	0952-40-7070~7073(直)		
	納税課	0952-40-7075~7077(直)		
唐津市	税務課	0955-72-9116~9118,9188(直)	847-8511	唐津市西城内1-1
鳥栖市	〃	0942-85-3587~3590(直)	841-8511	鳥栖市宿町1118
多久市	〃	0952-75-2126,2176,6115(直)	846-8501	多久市北多久町大字小侍7-1
伊万里市	税務課	0955-23-2148,2149(直)	848-8501	伊万里市立花町1355-1
	収納管理課	0955-23-2152(直)		
武雄市	税務課	0954-23-9220(直)	843-8639	武雄市武雄町大字昭和12-10
	収納課	0954-23-9219(直)		
鹿島市	税務課	0954-63-2118(直)	849-1312	鹿島市大字納富分2643-1
小城市	〃	0952-37-6103,6104(直)	845-8511	小城市三日月町長神田2312-2
嬉野市	税務課(嬉野庁舎)	0954-42-3305(直)	843-0392	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185
神崎市	税務課(神崎庁舎)	0952-37-0114(直)	842-8601	神崎市神崎町鶴3542-1
吉野ヶ里町	税務課(三田川庁舎)	0952-37-0334(直)	842-8501	神崎市吉野ヶ里町吉田321-2
基山町	税務課	0942-92-7918(直)	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦666
上峰町	税務課	0952-52-7411(直)	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所383-1
みやき町	税務課(中原庁舎)	0942-94-5636(直)	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀1043
玄海町	住民課	0955-52-2157(直)	847-1421	東松浦郡玄海町諸浦348
有田町	税務課	0955-46-2736(直)	849-4192	西松浦郡有田町立部乙2202
大町町	町民課	0952-82-3115(直)	849-2101	杵島郡大町町大町5017
江北町	町民生活課	0952-86-5613(直)	849-0592	杵島郡江北町大字山口1651-1
白石町	税務課	0952-84-7113(直)	849-1192	杵島郡白石町大字 田1247-1
太良町	〃	0954-67-0349(直)	849-1698	藤津郡太良町大字多良1-6

県税のお問い合わせ先

●佐賀県税事務所

〒849-8555 佐賀市八丁畷町8-1 (佐賀総合庁舎内)
☎0952-30-3161, 3162

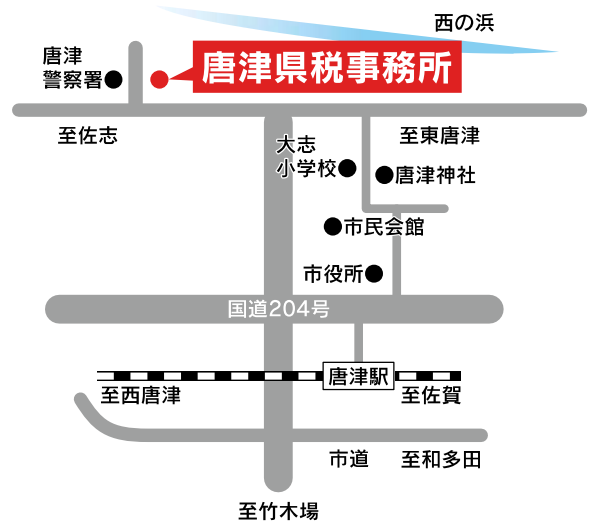
担当区域／佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、
神埼市、神埼郡、三養基郡



●唐津県税事務所

〒847-0861 唐津市二夕子3-1-5
☎0955-73-1551, 1553

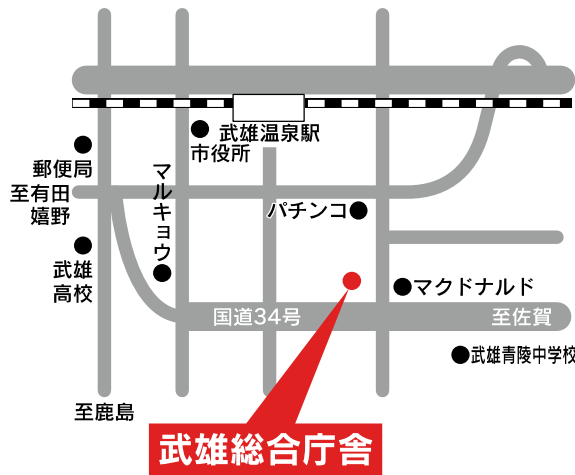
担当区域／唐津市、東松浦郡



●武雄県税事務所

〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265 (武雄総合庁舎内)
☎0954-23-3103, 3104

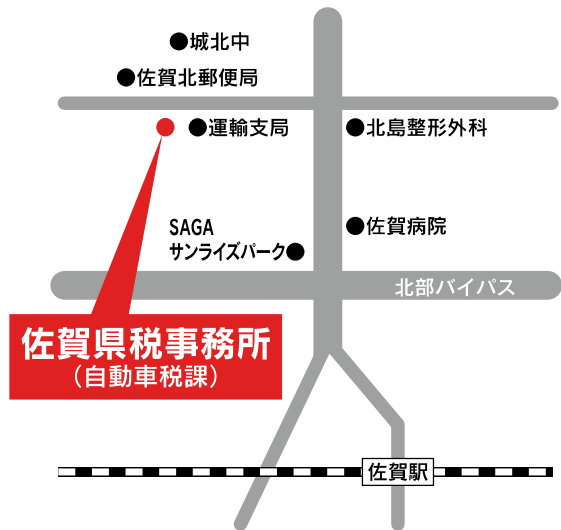
担当区域／武雄市、伊万里市、鹿島市、嬉野市、
西松浦郡、杵島郡、藤津郡



●佐賀県税事務所 (自動車税課)

〒849-0928 佐賀市若楠 2-7-5
☎0952-30-1511

担当／自動車税種別割、自動車税環境性能割関係



県税のしおり2024

(令和6年度版)

編集・発行／佐賀県 税政課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL 0952-25-7021 FAX 0952-25-7294

★「県税」についての情報は佐賀県のホームページにて
随時発信しています。

<https://www.pref.saga.lg.jp/>

★「県税のしおり」についてのご意見・ご感想をお寄せ
ください。

✉メールアドレス：zeisei@pref.saga.lg.jp